

Bhaṭṭikāvya 8.70–93: *Aṣṭādhyāyī* 1.4.24–55 と 1.4.84–98 の例証*

川村 悠人

1. 解題

1.1. *Bhaṭṭikāvya* について

6世紀から7世紀に活躍した詩人かつ文法家であるバッティ (*Bhaṭṭi*) が著した *Bhaṭṭikāvya* は、大叙事詩 *Rāmāyana* を題材として英雄ラーマ (*Rāma*) の物語を歌い上げた文学作品である¹。作品中には韻律や修辞をはじめとする多くの美文的要素が盛り込まれており、同作品は古典サンスクリット文学中でも詩的価値の高い作品の一つとして知られる²。しかし作者バッティの真の目的はラーマ物語を美文調で歌い上げることではなく、ラーマ物語を描写する際の詩節の語や表現を通じて、インド最大の文法家パニニ (*Pāṇini*, 紀元前500年頃) の手になる *Aṣṭādhyāyī* (以下 A) 中の文法規則を巧みに例証することにある。*Bhaṭṭikāvya* 中で使用される語や表現は、パニニが規定した何らかの文法規則が適用された結果としての例 (*udāharanā*) であり、同作品は言わば文法規則の例集である。作品の第10章から第13章では詩学に関わる修辞 (*alamkāra*) や美質 (*guṇa*) 等も例証されるが、バッティが文法規則の例証

*本稿を著すに当たり、東京大学大学院博士課程後期・日本学術振興会特別研究員である友成有紀氏から、ジャヤマンガラ注付き *Bhaṭṭikāvya* のテキストを提供して頂いた。この刊本は本稿で底本としたものである。ここに記して友成氏に御礼申し上げる。

¹*Rāvaṇavadha* (『ラーヴァナ退治』)とも呼ばれるが本稿では *Bhaṭṭikāvya* (BhK) で統一する。

²また、*Bhaṭṭikāvya* は古代ジャワ語で著された現存する最古の詩作品 *Rāmāyana Kakawin* の基になったとされる。*Rāmāyana Kakawin* の概要とそれに関する先行研究については岩本 [1980: 307–316; 1985: 300–309] を参照せよ。

を作品の主要な目的としていることについては後述する。

パニニ文法学の伝統の流れを文法家によって区分するならば、大略パニニ、カーティアーヤナ (*Kātyāyana*, 紀元前3世紀)、パタンジャリ (*Patañjali*, 紀元前2世紀) という文法学の三聖 (*trimuni*) による文法学確立期、バルトリハリ (*Bhartrhari*, 5世紀) による言語哲学の体系化からジャヤーディティア (*Jayāditya*, 7世紀) とヴァーマナ (*Vāmana*, 7世紀) に代表される注釈文献再編集までの文法学中期、バットージディークシタ (*Bhaṭṭojidīksita*, 16世紀後半から17世紀早期)、カウンダバッタ (*Kaundabhatta*, 17世紀)、ナーゲーシャバッタ (*Nāgeśabhatta*, 17世紀末から18世紀前半) に代表される新文法学期というように三区分することができる³。この内 *Bhaṭṭikāvya* は文法学中期、それもおそらくバルトリハリの著作以降かつ *Kāśikāvṛtti* 以前に著された作品である⁴。

³以上の区分については小川 [2002] の緒言を参照。インド文法学の概要については辻 [1974] とヴィンテルニツ [1973: 5–35] を見よ。

⁴*Bhaṭṭikāvya* の時期が *Kāśikāvṛtti* 以前だとされるのは、*Kāśikāvṛtti* が掲げる詩節に対する *Nyāsa* の言明に基づく。そこで *Nyāsa* は *Kāśikāvṛtti* 以前にチューリ (*Cūlli*)、バッティ (*Bhaṭṭi*)、ナールーラ (*Nallūra*) 等の人物がパニニのストーラ (即ち *Aṣṭādhyāyī*) に注釈を書いたと述べている。しかし *Nyāsa* の言う「バッティ」が果たして *Bhaṭṭikāvya* を著したバッティのことであるかどうかは定かではない。以上は Kane[1971: 76–77] 参照。M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xiv] は、*Bhaṭṭikāvya* それ自体の中に見られる文法規則の解説に *Nyāsa* は言及している、と解釈している。*Aṣṭādhyāyī* に対するバッティの手になる注釈書は今の所発見されていない。Nyāsa on KV's opening verse 1: tatra ca vṛttih—pāṇiniprāṇitānāṁ sūtrānāṁ vivaraṇāṁ cūlibhāttinallūrādiviracitam / (「そし

Bhaṭṭikāvya は全 22 章からなる作品であるが、その内の実に 18 章分がパーニニの文法規則の例証に当てられていることからも分かるように、同作品は文典としての性格を多分に持つ、古代インドの文法家達に尊ばれて来た権威ある作品であり、後代の文法学にも影響を与えていた⁵。しかし、Leonardi[1972]⁶、M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982]、Fallon[2009] 等によって作品自体の翻訳は公表されているものの、その文法学的側面の詳細な研究、言い換えれば詩学に関する事柄を扱う章以外の章の精密な研究は全くなされていないのが現状である。*Bhaṭṭikāvya* における文法学的な問題に触れている研究としては Narang[1969] と Shah[1984] があるが、どちらも作品中の局所的な詩節を簡素に扱っているに過ぎない⁷。

本稿は、同作品に対する最古の注釈家ジャヤマンガラ (Jayamaṅgala, ca. 800–1050) とカーヴィアの代表的な注釈家マッリナータ (Mallinātha, 14 世紀から 15 世紀) の注釈を主に参照しながら、バッティが *kāraka* 術語規則 (*samjnāśūtra*) と *karmapravacanīya* 術語規則の例証の際に使用する語や表現とそれら文法規則との対応を整理し、特筆すべき点を書き留め

てその内、*vṛtti* について。パーニニが作成したストラに対する注釈を、チューリ、バッティ、ナッルーラ等が著した」)

⁵ Trivedī[1898: x]、Shah[1984: 55] 及びヴィンテルニツ [1966: 67] 参照。例えば、バットージディークシタは *Siddhāntakaumudī* と *Praudhamanoramā* において、或る場合にはパーニニの規則に対する自身の見解を根拠付けるために、また或る場合にはその言語使用が明らかにパーニニ文法から逸脱したものであることを説明するために、時折 *Bhaṭṭikāvya* からの引用を見せている。詳細は Trivedī[1898: x] を見よ。また、シャラナデーヴア (*Saranadeva*, 12 世紀) は *Durghatavṛtti* 中で様々な文学作品からの引用を見せ、その言語使用について議論しているが、*Bhaṭṭikāvya* も 70 回引用され、この数は引用される作品の中で最も多い。これら的事実は *Bhaṭṭikāvya* の影響力を如実に物語っている。なお、*Durghatavṛtti* を含め、文法学文献に引用される *Bhaṭṭikāvya* の詩節については Shah[1984] を見よ。

⁶ この研究書が初めて *Bhaṭṭikāvya* の全訳を提示したものである。

⁷ Shah[1984] は、文法的な問題を孕む *Bhaṭṭikāvya* 中の表現をシャラナデーヴアがパーニニ文法学の体系の中でどのように正当化しているか、または彼がどのような文脈で *Bhaṭṭikāvya* 中の表現を引用しているかを他の文法家達の解釈を紹介しながら考察した論文である。

て、必要があれば若干の考察を加えようとするものである⁸。そしてバッティの規則例証の方法とその姿勢の一端を解明する⁹。

1.2. *Bhaṭṭikāvya* のカーヴィアとしての区分

1.2.1. *mahākāvya*

上述したように、*Bhaṭṭikāvya* は文法規則と修辞等の例証を目的とする作品であるが、表面上は *Rāmāyaṇa* を題材にラーマの物語を描いた全 22 章約 1600 詩節からなる文学作品であり¹⁰、伝統的にマハーカーヴィア (*mahākāvya*) として認められている¹¹。ジャヤマンガラとバラタマッリカ (Bharatamallika, ca. 1800) は *Bhaṭṭikāvya* をマハーカーヴィアであると明言しており¹²、マッリナータも、注釈の冒頭部に掲げた詩節の内容から判断するに同様の見解を持っている¹³。ダンディン (Daṇḍin, 8 世紀) が与えたマハーカーヴィアの定義と *Bhaṭṭikāvya* の内容が適合することは各研究者も認めることである¹⁴。

⁸ *Bhaṭṭikāvya* を読み解くには注釈書を合わせて参照することが必須となる。その理由については 1.8 を見よ。なお、*Bhaṭṭikāvya* に書かれた注釈書については Trivedī[1898: xxiii–xxiv]、Narang[1969: 25–32] 及び Krishnamachariar[1974: 144–145] を参照せよ。

⁹ 最も古い注釈書が伝える読みの方が原典に近い可能性が高いと考えられるため、本稿で提示するテキストと詩節番号は注記しない限りジャヤマンガラのものに基づいている。テキスト解釈にほとんど影響を与えない異読の注記は省略するが、ジャヤマンガラとマッリナータの間に本稿が扱う問題にとって重要な異読がある場合はその都度考察を加える。

¹⁰ 注釈書 *Jayamaṅgalā* に従えば計 1625 詩節である。

¹¹ *Bhaṭṭikāvya* の各章で描かれる内容については Narang[1969: 1–8]、*Bhaṭṭikāvya* と *Rāmāyaṇa* における登場人物や内容等に関する相違点については Narang[1969: 9–15] を見よ。

¹² 注 32 を見よ。

¹³ Mallinātha's opening verse 8: *nagarārṇavaśailādīvarṇānam cātra sambhavi / phalam daśānanavadhaḥ śabdah śiṣṭapuraskṛtaḥ* // 「ここ（作品中）では、都・海・山等の描写がなされ、十顔者（ラーヴァナ）の討伐という結末があり、そして教養文化人達が敬意を払う語が使用される」

「都・海・山等の描写がなされる」という説明から、マッリナータが¹⁴ *Bhaṭṭikāvya* をマハーカーヴィアと見なしていることが窺える。何故なら、マッリナータはヴィディアーナータ (Vidyānātha, 14 世紀初頭) の文学理論書 *Pratāparudrayaśobhūṣaṇa* の説明に従い、都・海・山等の描写がなされることをマハーカーヴィアの条件と考えているからである。マッリナータのマハーカーヴィア観について詳細は川村 [2011a: 173–174] を見よ。

¹⁴ KĀ 1.14–19: *sargabandho mahākavyam ucyate ta-*

即ち、*Bhaṭṭikāvya* は全 22 章からなる章の連結体 (sargabandha) であり、神の贊美あるいは内容の提示 (vastunirdeśa) を行う詩節を持って開始される¹⁵。*Rāmāyaṇa* を題材とし、ヴィシュヌ (Viṣṇu) の化身としてラーマを主人公とする。ラーマが練達かつ高潔な (caturodātta) 人物であることは言うまでもない。都・海・山等の描写がなされ、様々な修辞が使用される。〈勇

sya lakṣaṇam / āśīr namaskriyā vastunirdeśo vāpi tan-mukham // itihāsakathodbhūtam itarad vā sadāśrayam / caturvargaphalopetam caturodāttanāyakam // nagarā-rṇavaśailartucandrārkodayavarṇanaiḥ / udyānasalilakṛidā-madhpānaratotsavaiḥ // vipralambhair vivāhaiś ca kumā-rodavavarṇanaiḥ / mantradūtraprayāñājināyakābhuyudaya air api // alamkṛtam asamksiptam rasabhāvanirantaram / sargair anativistīraṇaiḥ śravyavṛttaiḥ susamdhibhiḥ // sar-vatra bhinnavṛttānair upetam lokarañjakam / kāvyam kalpāntarasthāyi jāyate sadalamkṛti // (「章の連結体は、マハーカーヴィアと呼ばれる。その特徴は〔以下の通りである〕。祈願、敬礼、あるいは内容の提示がその冒頭をなす。〔マハーカーヴィアは *Mahābhārata* や *Rāmāyaṇa* 等の〕古説話の物語から発するか、事実〔あるいは実在する人物〕に依拠する。四目的の果報を備え、主人公は練達かつ高潔である。都・海・山・季節・月の出・日の出の描写により、庭園の遊戯・水辺の遊戯・酒宴・愛の饗宴〔の描写〕により、別離・結婚・王子誕生の描写により、また協議・使者・進軍・戦闘・主人公の目的達成〔の描写〕により飾られ、〔描写は〕簡略でなく、〈情調〉と〈感情〉が間断なく起こる。長過ぎない章、耳に心地よい韻律、巧妙な連結を備え、どの〔章〕でもその終わりに韻律は変化する。美しい修辞が使用され、世の人々を喜ばずカーヴィアは他の劫まで永存する」)

¹⁵BhK 1.1: abhūn nrpo vibudhasakhā paramapah śrutā-nvito daśaratha ity udāhṛtah / gunair varam bhuvanahita-cchalenā yam sanātanā pitaram upāgamat svayam // (「インドラの友かつ敵軍を苦しめる者、ヴェーダに通曉するダシャラタと呼ばれる王あり。永遠なる者（ヴィシュヌ）は三界に恩恵を施すのを名目とし、美質の点で最上なる彼を自ら父として受け入れた」)

Jayamaṅgalā on BhK 1.1: atra yady apy ādau kavinā devatānamaskārō na kṛtas tathāpiṣṭadevatāsamkīrtanam api vighnopāśamanahetur bhavatī manyamāna āha— (「ここ（作品）において、冒頭で詩人は神に敬礼をなしていないけれど、好みの神の贊美もまた障害を鎮める原因となると考えて、述べる」)

Sarvapathīnā on BhK 1.1: ...āśīrādyanyatamasya tadvigh-nasiddhikaratvāt kathānāyakasya rāmanāmno bhagavataḥ purāṇapurushasyāvirbhāvabhūmeh punyaślokatamasya puruṣadhaureyasya mahārājasya daśarathasya sattārūpam vastu kāvyārthabijatvena nirdiśati / (「... 祈願等の内の一つはそれ（カーヴィア）の障害を除去するものであるから、物語の主人公であり、ラーマという名の吉祥あるヴィシュヌが現れる大地を治める、神聖なる名声持つ最上の人物にして人民の指導者である偉大なる王ダシャラタが存在しているという事柄を、カーヴィアの内容の種として提示する」)

猛〉 (vīra) を主要な〈情調〉 (rasa) とし、〈恋〉 (śringāra) や〈悲〉 (karuṇa) 等も従属要素として存在する¹⁶。作品全体で 26 種の韻律が駆使され、各章の終わりに韻律は変化する¹⁷。

1.2.2. kāvyaśāstra

後代になると、*Bhaṭṭikāvya* はクシェーメンドラ (Kṣemendra, ca. 990–1066) やボージャ (Bhoja, 11 世紀前半) によって kāvyaśāstra と呼ばれるようになる¹⁸。ボージャはそれを次のように定義する。

[ŚP, p. 727.11–12]

yatrārthaś sāstrāṇāṁ
kāvye 'bhiniveśyate mahākavibhiḥ /
tad bhaṭṭikāvyanudrā-
rākṣasavat kāvyaśāstram syāt //

偉大な詩人達が論書の扱う事柄を
一体化させているカーヴィアは、
Bhaṭṭikāvya や *Mudrārākṣasa* のよう
な、kāvyaśāstra であろう。

¹⁶Cf. Mallinātha's opening verse 7: pradhānam iha śringā-rakaruṇādibhir aṅgavān / vīro raso mahāvīro nāyako raghu-nāyakah // (「ここ（作品中）では、〈恋〉や〈悲〉等に基づいて従属要素をもつ〈勇猛〉という〈情調〉が主要なものであり、その武勇偉大なるラグ家の主（ラーマ）が主人公である」)

¹⁷*Bhaṭṭikāvya* の各章各詩節で使用される韻律については Narang[1969: 80–81] を見よ。なお、*Bhaṭṭikāvya* の内容がダンディンが与えるマハーカーヴィアの定義と適合する点については Kale[1897: iv–vi]、M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xvii–xviii]、Fallon[2009: xxi–xxii] を参照せよ。

¹⁸ST 3.2–4: sāstram kāvyam sāstrakāvyam kāvyaśā-stram ca bhedataḥ / catusprakārah prasarah satām sārasvato mataḥ // sāstram kāvyavidaḥ prāhuḥ sarvakāvyaṅgalakṣaṇam / kāvyam viśiṣṭābdārthasāhityasadalaṅkṛti // sāstrakāvyam caturvargaprāyam sarvopadeśakṛt / bhaṭṭibhaumakāvyaśādī kāvyaśāstram pracaksate // (「〈論書〉・〈カーヴィア〉・〈論書であるカーヴィア〉・〈カーヴィアである論書〉という区分に基づき、言論の四種の広がりを賢者達は考える。カーヴィアの一切の要因を特徴とするものが〈論書〉であり、卓越した語と意味の繋がりという美しい装飾を備えたものが〈カーヴィア〉であるとカーヴィアを知る者達は言う。〈論書であるカーヴィア〉は人生の四目的に富み、一切の教示を与える。バッティやバウマカのカーヴィア等は〈カーヴィアである論書〉と言われる」)

当該の ‘sāstrakāvyā’ と ‘kāvyaśāstra’ の解釈については Lienhard[1984: 3] と Vinzenz Telnicz [1966: 29] を参照した。

ここで問題となるのが‘kāvyaśāstra’という語をどう分析すべきかであるが、ボージャが使用する‘abhiniveśyate’(「入り込ませる、一体化させる」)という語の持つニュアンスを考慮するならば、それを「カーヴィアに他ならない論書」(kāvyam eva śāstram)と解釈することができるだろう。言い換えれば「カーヴィアの形をとった論書」である。

一方、*Vācaspatya*では kāvyaśāstraについて次のような説明が与えられている。

[*Vācaspatya*, p. 2029.8–11]

kāvyam śāstram iva upadeśakatvāt / kāvyanūpe śāstre kāntāsammitatayopadeśayuje iti kāvyaprakāśe tasya upadeśayogitvokteḥ hitaśāsakaśāstratulyatvam //

論書の如きカーヴィア [が kāvyaśāstra] である。教示を与えるものであるから。カーヴィアの形をとった論書に関して、「[カーヴィア] 愛する女の如きものとして教示との結合をもたらす」というように、それ(カーヴィア)が教示と結びつくことが *Kāvyaprakāśa* で述べられているから、それ(カーヴィア)は有益なものを教示する論書に等しいのである。

Vācaspatya は ‘kāvyaśāstra’ という語を「論書の如きカーヴィア」(kāvyam śāstram iva) と分析し、*Kāvyaprakāśa* 中の言明を根拠に両者の共通属性を「教示を与えること」と説明する¹⁹。つまり、論書の如く教示を与えるカーヴィアが kāvyaśāstra と呼ばれるのである。

kāvyaśāstra の概念を明らかにするにはśāstrakāvya との関係のもと詳細な考察を必要とするから本稿ではこれ以上深入りしないが²⁰、いざ

¹⁹ KP 1.2: kāvyam yaśase 'rthakṛte vyavahāravide śiveta-rakṣataye / sadyahṛparanirvṛtaye kāntāsammitatayopadeśayuje // (「カーヴィアは、名声、富の産出、正しい振る舞いの理解、不吉なものの除去、即時の最上の歓喜、そして愛する女の如きものとして教示との結合をもたらす」)

²⁰ ただし筆者が調べた限りでは、「kāvyaśāstra」という語の用例は上述したもの以外には見つけられない。

れにせよ以上のような定義に従えば、本来は論書で扱われる文法学や詩学の教示を目的として両者に関わる事柄を例証する *Bhāttikāvya* は²¹、kāvyaśāstra だと言える²²。

1.3. 同種の作品

物語を描きながら文法規則等を例証する *Bhāttikāvya* はこの種の先駆的作品であり、その後、*Bhāttikāvya* をモデルとして様々な作品が著された。その中でも、*Bhāttikāvya* と同じく、物語の描写と同時にパニニの文法規則の例証を企図した作品として有名であり、かつバッティの年代に近いと考えられるものに、カシュミールで活躍したバウマカ (Bhaumaka) の手になる *Rāvaṇārjunīya* (あるいは *Arjunarāvanīya*) がある。これは全 27 章からなる作品であり、表面上は *Rāmāyaṇa* を題材とする、アルジュナカルタヴィールヤ (Arjunakārtavīrya) とラーヴァナ (Rāvana) の戦闘を描いている。

Trivedī[1898: xi] は、A 2.4.3 anuvāde caranā-nām に対する *Kāśikāvṛtti* 中に *Rāvaṇārjunīya* 7.4 からの引用が見受けられることから、バウマカの年代をジャヤーディティア以前とするが、全く同じ表現が *Mahābhāṣya* にも見られ (MBh on Vt 2 to A 2.4.3)、それがバウマカの作品からの引用だとするならば、彼の年代はパタンジャリ以前ということになってしまう。むしろ A 2.3.4 に対する例として流布していた表現をバウマカが自身の作品に使用したと考える方が自然であろう²³。クシェーメンドラが *Suvṛttatilaka* 中でバウマカの名に言及しているから²⁴、彼が 11 世紀以前の人物であることは少なくとも確定さ

²¹ *Bhāttikāvya* が文法学や詩学の教示を目的としている点については 1.7 を見よ。

²² kāvyaśāstra と śāstrakāvya については Raghavan[1978: 795–797] と Lienhard[1984: 2–4, 225–227] を参照せよ。Lienhard[1984: 3] は kāvyaśāstra と śāstrakāvya をそれぞれ ‘a scientific work that is also poetry’, ‘poetry that is also scientific’ と説明している。なお、‘śāstra’ という語の概念については Cardona[1997: 572–573] を参照せよ。

²³ *Rāvaṇārjunīya* 7.4: udagāt kathakālāpam pratyāsthāt k-
athakauthumam / yesāṁ yajñe dvijātīnāṁ tadvighātibhir an-
vitam // 下線で示した箇所と同じ表現が *Mahābhāṣya* と
Kāśikāvṛtti に見られる。

²⁴ 注 18 を見よ。

れるが、詳細は不明である²⁵。

Bhaṭṭikāvya と同種のその他の作品について
は Krishnamachariar[1974: 145–146] と Lienhard[1984: 225–227] を参照されたい²⁶。

1.4. *Bhaṭṭikāvya* の構成

Bhaṭṭikāvya は、〈特徴付けるもの〉(lakṣaṇa) を示す四つの部と、〈特徴付けられるべきもの〉(lakṣya) を示す二十二の章によって二様に構成されている。四つの部は以下の通りである。

1. 種々雑多な文法規則が不規則に例証される「雑多の部」(prakīrṇakāṇḍa, 第1章から第5章途中まで)²⁷
2. 一定の主題にそった文法規則が例証される「主題の部」(adhikārakāṇḍa, 第5章途中から第9章まで)²⁸

²⁵ バウマカについては Trivedī[1898: x–xi] 参照。なお、 Krishnamachariar[1974: 145] は彼の年代を 7 世紀頃と推測する。

²⁶ また、*Bhaṭṭikāvya* の影響のもとケーララ (Kerala) で著された同種のマハーカーヴィアの周辺情報を収集、整理した論文として Devi[1988] があるので、そちらも参照せよ。

²⁷ 「雑多の部」について *Jayamāngalā* は次のように説明する。*Jayamāngalā* on BhK 1.1: *yatrocāvacena bahūnāṁ lakṣaṇānāṁ prakaraṇāṁ tat prakīrṇakāṇḍām / tad evātra prathamam uktam / tasya vyāpītvāt uttaratrāpi draṣṭavyam iti pradarśanārtham /* (「多様な文法規則が様々に取り扱われるのが雑多の部である。ここ（作品中）ではまさにそれ（雑多の部）が最初に述べられる。それ（雑多の部）は全てを覆うから、先でも知られねばならないことを明示するためである。）

つまり、「雑多の部」の後に置かれる「主題の部」・「美学の部」・「定動詞の部」中の詩節でも種々雑多な文法規則が例証されていることが理解されねばならず、そのことを明示するために「雑多の部」が最初に置かれているということである。

²⁸ 「主題の部」中の各章各箇所で主題として例証される文法規則については、Fallon[2009: xxiv–xxv] が明瞭な表を提示している。なお「主題の部」では諸規則を寄せ集めた規則(prakīrṇaka)も時折介在する。「主題の部」について *Jayamāngalā* は次のように説明する。*Jayamāngalā* on BhK 5.97: *itah param adhikārakāṇḍam ucyate / yatra prādhānyenaikaikam adhikṛtya lakṣaṇām pradarśitam tad adhikārakāṇḍam / śeṣalakṣaṇeṣu prakīrṇakam eva draṣṭavyam / evam ca kṛtvā antarāntarā tatsūcanārtham prakīrṇakaślokābhidhānam / atra ca kānde nirdṛṣṭasamjñakāś catvāraḥ paricchedāḥ / tatra prathame ādyam ṭapratyayam adhikṛtyocaye / sargārthasya vivakṣitasyāparisamāptatvāt tam evābhisaṃdhāyāha—* (「これより、主題の部が述べられる。主に一つ一つのもの（主

3. 修辞や美質等が例証される「美学の部」
(prasannakāṇḍa, 第10章から第13章まで)²⁹

4. 定動詞派生に関する文法規則が例証される「定動詞の部」(tiṇantakāṇḍa, 第14章か

題となるもの)に関して、文法規則が明示されるのが主題の部である。〔扱われない〕 残りの文法規則に関しては、まさに諸規則を寄せ集めた〔詩節〕が知られるべきである。そしてこのように考えて、それ（残りの文法規則）を示唆するために諸規則を寄せ集めた詩節を時折語る。またこの部には名称が示される四つの区切りがある。その内、最初の〔区切り〕では、まず kṛt 接辞 Ta に関して述べられる。話者が意図する章の内容は完結していないから、まさにそれ（章の内容）を念頭に置いて述べる」)

Bhaṭṭikāvya 第5章の途中から第9章終わりまでが「主題の部」である。「主題の部」は第5章の終わり頃から始まるので、第5章は「雑多の部」と「主題の部」の混合体(miśraka)と言われる。ここでジャヤマンガラは第5章と第6章を一まとまりに見ており、その意味で「主題の部」には4つの区切り（第5章と第6章・第7章・第8章・第9章）があると述べていると考えられる。その証拠に第6章の終わりでは次のように述べられている。*Jayamāngalā* on BhK 6.143: *iti śrījayamāṅgalākhyayā vyākhayā samalaṁkṛte śrībhaṭṭikāvye dvītīye dhikārakāṇḍe lakṣaṇārūpe prathamaḥ paricchedah (vargaḥ) tathā lakṣyarūpe kathānake sugrīvābhiseko nāma ('nāmaḥ' は誤植) saṁsthāḥ sargāḥ paryavasitaḥ /* (「以上で、*Jayamāngalā* という高尚なる名を持つ注釈に飾り立てられた高尚なる *Bhaṭṭikāvya* における、特徴付けるものである第二番目の「主題の部」中の第一の区切り、同様に、特徴付けられるべきものである短編物語中の『スグリーヴァの灌頂』と呼ばれる第6章完了」)

同様に第7章・第8章・第9章の終わりにはそれぞれ「第二の区切り」(dvītīya-pariccheda)・「第三の区切り」(trītya-pariccheda)・「第四の区切り」(caturtha-pariccheda)と述べられている。なお、第6章・第7章・第8章・第9章はそれぞれ「スグリーヴァの灌頂」(sugrīvābhiseka)・「シーターの搜索」(sītānvesaṇa)・「アショーカヴァニカーの破壊」(aśokavanikābhāṅga)・「ハヌーマットの制御」(mārutiśaṁyama)と呼ばれる。

Cf. *Mugdhabodhinī* on BhK 5.97: *itah prabhṛty adhikārakāṇḍam ucyate / ekaikam viṣayam āśṛtya lakṣaṇapradarśanām yatra tad adhikārakāṇḍam / tatrāpi lakṣaṇāntarasam̄bandhāt prakīrṇatāstīti sūcanārtham madhye madhye prakīrṇaślokābhidhānam / vivakṣitasya sargārthasyāparisamāptatvāt sargamadhye kāṇḍāntarārambho na doṣāya / evañ cāyam sargo miśraka ucyate / dvayor apy atra prādhānyena vivakṣitavat //* (「これより、主題の部が述べられる。一つ一つの主題に依拠して文法規則が明示されるのが主題の部である。そこ（主題の部）にも、他の文法規則との結びつきゆえに多様性があることを示唆するために、諸規則を寄せ集めた詩節を途中途中で語る。話者が意図する章の内容は完結しないので、章の途中で別の部を開始することは欠陥にならない。そしてこのような場合、この章は「雑多の部と主題の部の」混合体と言われる。どちら（雑多の部と主題の部）もこの〔章〕では主要なるもとして話者に意図されているから」)

²⁹ 第10章ではいくつかの〈言葉の修辞〉(śabdālaṁkāra)

ら第22章まで) ³⁰

〈特徴付けるもの〉には、〈語を特徴付けるもの〉(śabdalakṣaṇa, 文法規則) と〈カーヴィアを特徴付けるもの〉(kāvya-lakṣaṇa, 修辞や美質等) の二種があり、前者は「雑多の部」・「主題の部」・「定動詞の部」で扱われ、後者は「美学の部」で扱われる³¹。つまり *Bhāttikāvya* は、文法規則や修辞等といった例証対象の面から見れば上記の四つの部に分けられ、進行していく物語の面からみれば二十二の章に分けられる作品ということである³²。

と〈意味の修辞〉(arthālāmukāra)、第11章では美質の一つである〈甘さ〉(mādhurya)、第12章では修辞あるいは美質とされる bhāvika(tva)、第13章ではサンスクリットとプレークリットの両語で読むことができるよう詩節を構成する技巧 bhāṣāsama がそれぞれ例証される。何故バッティが mādhurya, bhāvika(tva), bhāṣāsama の三つを各章の主題に選んだかについては Sudyka[2000] による論考がある。mādhurya, bhāvika(tva), bhāṣāsama (bhāṣāśleṣa) 自体については同論文中の考察及び Gerow[1971: 220, 301–302] を参照せよ。さらに、bhāvika(tva)については Roodbergen[1984: 547–549]、*Bhāttikāvya* 第13章で例証される bhāṣāsama については Sudyka[2005: 135–136] もそれぞれ参照せよ。

³⁰ここでは、ヴェーダ語の領域に属する IET を除く9つの1音(lakāra)、即ち IIT, IUṄ, IRT, IAṄ, IAT, IIṄ, IOT, IRṄ, IUT に関わる文法規則が各章を使って例証される。

³¹パニニ文法学の体系では、一般的に ‘laksana’ と ‘lakṣya’ はそれぞれ「文法規則」(sūtra) とそれによって特徴付けられるべき「語」(śabda) を意味する。上述のように *Bhāttikāvya*において ‘laksana’ は文法規則だけでなく修辞や美質等のこととも含意するが、‘lakṣya’ は各章各詩節で例証のために使用される語や表現だと考えて問題ないであろう。

Cf. Vt 14 (*Paspāśānika*): lakṣyalakṣaṇe vyākaraṇam // (‘vyākaraṇa は特徴付けられるべきものと特徴付けるものを意味する’) MBh on Vt 14 (*Paspāśānika*): lakṣyaṁ ca lakṣaṇam caitatsamuditam vyākaraṇam bhavati / kim punar lakṣyam lakṣaṇam ca / śabdo lakṣyah sūtram lakṣaṇam / (‘特徴付けられるべきものと特徴付けるものの両者を備えたものが vyākaraṇa である。【問】しかし、特徴付けられるべきものと特徴付けるものとは何なのか。【答】語が特徴付けられるべきものであり、文法規則が特徴付けるものである」)

³²*Bhāttikāvya* の構成については Jayamanagalā と Mugdhabodhini が明瞭な説明を与えてくれる。

Jayamanagalā on BhK 1.1: lakṣyaṁ lakṣaṇam cobhāyam ekatra viduṣah pradarśayitum śrīsvāmisūnuḥ kavir bhāttināmā rāmakathāśrayamahākāvyaṁ cakāra / tathā hy asyopanibandhanam kavinā dvīdā kṛtam / ekam lakṣaṇasūcakaiḥ prakīrnādhikāraprasannatintakāñḍaiś catuṛbhiḥ / dvītiyam lakṣyasūcakai rāmasaṁbhavādibhir dvāviṁśatyā sargaiḥ / tatra lakṣaṇam dvividhaṁ śabdalakṣaṇam kāvylakṣaṇam ca / tatra prathamasya prakīrnādhikā-

以上のように *Bhāttikāvya* は文法学セクションと詩学セクションに大別することができる。その内、詩学セクションや作品の文学的側面に関しては国内外で若干の研究があるが³³、本研究が焦点を当てているのは、これまで全く研

ratiñantakāñḍāni / dvītiyasya prasannakāñḍam / (‘特徴付けられるべきものと特徴付けるものの両者を同時に賢者達に明示するため、シュリースヴァーミンの息子であるバッティという名の詩人は、ラーマの物語に依拠するマハーカーヴィアを創った。即ち、詩人はこれ(マハーカーヴィア)を二様に構成した。一つは、特徴付けるものを示唆する、雑多の部・主題の部・美学の部・定動詞の部という四つ〔の部〕によって。二つ目は、特徴付けられるべきものを示唆する、ラーマの誕生をはじめとする二十二の章によって。その内、特徴付けるものは二種であり、即ち語を特徴付けるもの(文法規則)とカーヴィアを特徴付けるもの(修辞や美質)である。その内、前者には雑多の部・主題の部・定動詞の部があり、後者には美学の部がある。」)

Mugdhabodhini on BhK 1.1: bharṭharināma kaviḥ śrīrāmakathāśrayam mahākāvyaṁ cakāra / atra sargabandho lakṣyasūcanāya kāñḍabandho lakṣaṇasūcanāya / atra sargā dvāviṁśatih prakīrnādhikāraprasannatintakāñḍāni catvāri / śabdalakṣaṇākāvylakṣaṇabhedāl lakṣaṇam dvividham / tatra kāñḍatraye śabdalakṣaṇam prasannakāñde kāvylakṣaṇam / ādau bahulalakṣaṇapradarśanam prakīrnākāñḍam vyāpakatvād darśitam / (‘バルトリハリという名の詩人は、高潔なるラーマの物語に依拠するマハーカーヴィアを創った。ここ(作品中)で、章の連結は特徴付けられるべきものを示唆するためのものであり、部の連結は特徴付けるものを示唆するためのものである。ここ(作品中)には二十二の章があり、雑多の部・主題の部・美学の部・定動詞の部という四つ〔の部〕がある。語を特徴づけるもの(文法規則)とカーヴィアを特徴付けるもの(修辞や美質)の区別に基づき、特徴付けるものは二種である。その内、三部(雑多の部・主題の部・定動詞の部)では語を特徴付けるものが〔示唆され〕、美学の部ではカーヴィアを特徴付けるものが〔示唆される〕。最初に、多様な文法規則を明示する雑多の部が示される。〔それは〕全てを覆うから。」)

³³代表的なものとしては Hooykaas[1957] があり、同論文は〈意味の修辞〉が例証される *Bhāttikāvya* 10.23–75 を取り上げ、バッティが挙げる例とそれによって例証される個々の修辞を、バーマハとダンディンが定義する修辞との比較を交えて考察したものである。一方 Hooykaas[1958] は、*Bhāttikāvya* 10.23–75 で例証される修辞と古代ジャワ語で著された *Rāmāyaṇa Kakawin* 11.7–96 に見られる修辞を比較したものであり、*Rāmāyaṇa Kakawin* の作者が *Bhāttikāvya* の内容だけではなく、そこで使用される修辞についても理解していたことを指摘している。

また、*Bhāttikāvya* 第10章で例証される〈同音反復〉(yamaka)を取り上げ、バーマハとダンディンの分類と比較することで、*Bhāttikāvya* 中の〈同音反復〉の特徴や傾向の解明を試みたものとして浅井[1996]と Hattori[1997]がある。両論文は、*Bhāttikāvya* 第10章中の〈同音反復〉はバーマハが示す基準や分類に合い、バーマハ同様、バッティも聴覚的効果を意図して〈同音反復〉を使用したと

究がなされていない文法学セクションであり、我々はまずはその土台作りから始めねばならない。

1.5. 作者バッティについて

1.5.1. バッティの年代

他の古代インド詩人達の例に漏れず、作者バッティについても知られていることは非常に少ない。‘*bhaṭṭi*’が‘*bhartṛ*’のプラークリット形であることやその文法学への精通ぶり、または注釈家の言明等から³⁴、彼は *Vākyapadīya* の著者バルトリハリと同一視されたこともあつたが、現在では否定されている。

いうことを指摘している。

その他、バッティ・バーマハ・ダンディンが扱う各修辞の特色と異同を詳細な表で示し、先行研究者達の見解を整理、紹介しながら、バッティとバーマハの関係と年代を論じたものとして大類 [1954a] がある。同論文は両者の年代に関して、バッティの年代の下限を A.D.650 年、バーマハの年代を A.D.675 から 775 年から動かないものとし、前者が後者に 125 年先行すると設定せざるを得ないと結論している。

Bhaṭṭikāvya の文学的側面を考察したものとしては Sudyka[2003] と Sudyka[2005] がある。Sudyka[2003] は、詩論家達がマハーカーヴィア中で描くべき題材として挙げる項目、その中でも協議 (mantra)・使者 (dūta)・進軍 (prayāṇa)・戦闘 (āji)・主人公の目的達成 (nāyakābhuyudaya) という五つの項目に注目し、それら五項目の描かれ方の分析を中心に、アシュバゴーシャ (Aśvaghoṣa, 2 世紀) の *Buddhacarita* と *Saundarananda*, カーリダーサ (Kālidāsa, 4 世紀から 5 世紀) の *Raghavamśa* と *Kumārasambhava*, バーラヴィ (Bhāravi, 6 世紀終わりから 7 世紀初頭) の *Kiratārjunīya*, マーガ (Māgha, 8 世紀) の *Śiśupālavadha*, ラトナーカラ (Ratnākara, 9 世紀) の *Haravijaya*, そして *Bhaṭṭikāvya* という代表的なマハーカーヴィアの内容を検討、比較して、マハーカーヴィアの発展と *Bhaṭṭikāvya* の位置付けを考察したものである。そして同論文は、バッティの描写方法はカーリダーサとバーラヴィの間に位置づけられるものであり、*Bhaṭṭikāvya* はバーラヴィ、マーガ、ラトナーカラの作品と同様に ‘mantra type’ のマハーカーヴィアであることを指摘している。

Sudyka[2005] は、文法規則が例証される *Bhaṭṭikāvya* 第 7 章、修辞が例証される第 10 章、そして *bhāṣāsama* が例証される第 13 章を中心に、作品中でなされる海に関する描写を取り上げて、その構造とそこで使用される表現を分析したものである。そして結論として、文法規則や修辞等の例証で表現を制限されながらも、マハーカーヴィア中で扱うべきとされた題材の一つである海に関する描写において、バッティは、カーヴィア詩人に課された責務を全うする形で斬新かつ新鮮な (apūrvā) 効果を狙っていることを指摘している。

³⁴ バラタマッリカは *Bhaṭṭikāvya* の著者をバルトリハリと述べている。注 32 を見よ。

バッティの年代を限定する一つの手がかりとしてしばしば挙げられるのは、彼が作品の最後に残した次の詩節である。

[BhK 22.35]

kāvyam idam vihitam mayā valabhyām
śrīdharasenanarendrapālitāyām³⁵ /
kīrtir ato bhavatān nṛpasya tasya
premakarah kṣitipo yataḥ prajānām //

シュリーダラセーナ王が守護する都
ヴァラビーで、私はこのカーヴィア
を作った。その王に名声があらんこ
とを。王は人民に恩恵を施す者であ
るから³⁶。

この詩節から、バッティはシュリーダラセーナ王が治めるヴァラビーで *Bhaṭṭikāvya* を著したことが知られる。そして A.D.495 年から 641 年の間にヴァラビーを治めた同名の王が四人いたため、四人の内のどの王のもとでバッティが詩作を行ったかが問題となる。しかしどの王が彼の後援者 (patron) であったかを現存する証拠から決定することは困難であり、各研究者達の見解も様々で憶測の域を出ないが、バッティは凡そ 6 世紀から 7 世紀頃に活躍した人物と見て問題ないと考えられる³⁷。ただし、上に挙げた詩節は、それに対してマッリナータやバラタマッリカが注釈を書いていないことから、後世に挿入された偽の詩節である可能性もあり、そ

³⁵ テキストでは ‘-nerandra-’ となっているが誤植であろう。またテキストでは ‘śrīdharasena-’ となっているが、ジャヤマンガラは ‘śrīdharasūnu-’（「シュリーダラの息子 [ナレーンドラ]」）と読んでいる。しかし De[1976: 51, fn. 3], Kane[1971: 74] 及び大類 [1954a: 93, fn. 8] によれば、シュリーダラ (Śrīdhara) 王の子でナレーンドラ (Narendra) という名を持つ人物は、現在我々が知り得るヴァラビー王朝史上に見出されず、ジャヤマンガラの読みは指示され得ない。

³⁶ ‘ataḥ’ と ‘yataḥ’ は構文上相關するものとして解釈した。‘ataḥ’ を ‘カーヴィア’ を指すものと理解し、‘yataḥ’ を理由の意味で解釈することも可能であるが、前者の解釈の方がサンスクリットとしてより自然であると考える。

³⁷ 彼の名前と年代については Trivedī[1898: xiii–xxii] で詳細に論じられている。その他 Kale[1897: viii–xi], Narang[1969: 16–24], Kane[1971: 74–78], Krishnamachariar[1974: 141–142], M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: ix–xii] 及び大類 [1954a] も参照せよ。

の詩節がバッティの年代確定のための一つの根拠となり得るのは、それがバッティ自身による詩節だと仮定した場合である³⁸。

1.5.2. バッティとバーマハの関係

Bhāttikāvya と *Kāvyālāmkāra* の間に内容や語句の酷似した詩節が見られることから、バッティと詩論家バーマハ（Bāmaha, 7世紀頃）の関係がこれまで多くの研究者達の間で議論されてきた。問題となるのは以下の詩節である。

[BhK 22.34]

vyākhyāgamyam idam kāvyam
utsavah sudhiyām alam /
hatā durmedhasaś cāsmin
vidvatpriyatayā mayā //

解説を通じて〔のみ〕理解可能なこのカーヴィアは、賢者達にとって有り余る歓喜である。そしてここ（作品中）で私は愚者達を考慮しない。賢者を愛好するがゆえに³⁹。

[KA 2.20]

kāvyāny api yadīmāni
vyākhyāgamyāni sāstravat /
utsavah sudhiyām eva
hanta durmedhaso hatāḥ //

論書のように解説を通じて〔のみ〕理解可能なこのようなものもカーヴィアであるならば、〔それらは〕賢者達にとってのみ歓喜であり、ああ悲しや、愚者達は考慮されない。

ここでバッティは、*Bhāttikāvya* は解説を通じて賢者だけが理解できるものであることを語り、愚者を蔑んでいるが、*Kāvyālāmkāra* 2.20 は明らかにこの詩節と関連する興味深い詩節である。

³⁸Lienhard[1984: 180] 参照。なお Lienhard[1984: 180–181] は、6世紀初頭から 7世紀半ばを理にかなったバッティの年代とする。

³⁹後述する *Bhāttikāvya* 22.33 の内容から見て、当該詩節における「賢者」とは文法学を知る者を意味し、「愚者」とはそれを知らない者を意味すると考えられる。

る。そこでバーマハは、解説を通じてのみ理解できるようなカーヴィアに苦言を呈し、愚者を擁護する立場を取っている⁴⁰。

このような両詩節における語句と内容の酷似は、どちらかがどちらかを前提にしていたという推測を可能にする⁴¹。そして、バッティが *Bhāttikāvya* 第 10 章で例証する修辞の種類や順序は、些細な例外を除いて、バーマハが定義する修辞の種類や順序と一致しており、その下位分類に関しても一致を見せていていることから⁴²、両者の前後関係は確定し得ないとしても、両者は同時代かかなり近い時代に生きた人物である

⁴⁰両詩節における ‘vyākhyā’ という語の解釈については 1.8 を見よ。

⁴¹ 上述の詩節に加えて、Krishnamachariar[1974: 144, fn. 5] は *Bhāttikāvya* 5.18 と *Kāvyālāmkāra* 2.31 及び *Bhāttikāvya* 10.38 と *Kāvyālāmkāra* 2.70 の間にも類似が見られるこを指摘している。

Bhāttikāvya 5.18 は各文法規則を不規則に例証する詩節であり、*Kāvyālāmkāra* 2.31 は ‘yathā’ と ‘iva’ の用法について述べた詩節であるが、両詩節 c 句でなされるドゥルヴァー草の比喩が類似している。

BhK 5.18: yosidvrndārikā tasya dayitā hamsagāminī / dūrvākāṇḍam iva śyāmaṁ nyagrodhaparimandālā // 「最上の女性である彼（ラーマ）の妻はハンサ鳥の如き足取りをし、一群のドゥルヴァー草のように色黒く、パニヤンの木の如く〔腹に〕丸みがある」

KA 2.31: yathevaśabdau sādṛṣyam āhatur vyatirekiṇoh / dūrvākāṇḍam iva śyāmaṁ tanvī śyāmalatā yathā // 「yathā と iva の二語が異なる二者間の類似性を表す。【例】一群のドゥルヴァー草のように黒い〔それ〕。黒い蔓草（ブリヤング蔓草）のように細い女」

Bhāttikāvya 10.38 は、ジャヤマンガラによれば〈述べられたものを対象とする否認〉(uktavisaya-ākṣepa) を例証する詩節であり、*Kāvyālāmkāra* 2.70 も同じく〈述べられたものを対象とする否認〉の例を示す詩節であるが、両詩節において語句及び構文が類似している。

BhK 10.38: ṛddhimān rāksaso mūḍhaś citram nāsau yad uddataḥ / ko vā hetur anāryānām dharmye vartmanī vartitum // 「裕福で愚かな悪魔である彼（ラーヴアナ）が自惚れていることは驚くに値しません。いや、卑賤なる者達にとって法に適う道に留まる理由がありましょうか」

KA 2.70: svavikramākrāntabhuvaś citram yan na tavoddhatiḥ / ko vā setur alaṁ sindhor vikārakaraṇam prati // 「自らの武勇で大地を征服した貴方に自惚れが無いのは驚くべきことである。いや、如何なる橋が海に動搖を与えることができるというのか」

⁴²大類 [1954a: 94–102] 参照。*Bhāttikāvya* 第 10 章で例証される修辞と、バーマハやダンディン等の各詩論家が定義する修辞との関係やその比較については Kane[1971: 73–74, 148–151]、Hooykaas[1957]、De[1976: 51–58] 及び大類 [1954a] を見よ。なおバッティ、バーマハ、ダンディンが扱う修辞の影響関係に関する各研究者達の見解は浅井 [1996: 81] にまとめられている。

ことが予想される⁴³。

1.6. カーヴィアと文法学

パニニの文法は彼の時代（紀元前 500 年頃）と地域（西北インド）における正しい言語運用を説明する規則の体系である。その伝統はカーティアーアナを経て、パタンジャリによって大成されることになる。パニニ文法の成立以降、それは、特定の学派や学問分野に限定されることなく、サンスクリットを使用する者達の共通の原則となる⁴⁴。特に言葉の芸術であるカーヴィアに携わる詩人や詩論家にとっては、文法学の知識がなくてはならないものであったことは想像に難くない。そのことは、詩論家であるバーマハやヴァーマナ（Vāmana, 8 世紀）が、文法学に関わる問題を扱う個別の章を作品中に設けていることからも窺い知ることができる⁴⁵。

9 世紀後半に活躍した詩論家アナンダヴァルダナ（Ānandavardhana）は文法学の重要性を次のように述べている。

[DhĀ, p. 26.16]

prathame hi vidvāṁso vaiyākaraṇāḥ /
vyākaraṇamūlatvāt sarvavidyānām /

⁴³ バッティとバーマハの前後関係に関する各研究者達の見解は大類 [1954a: 101–106] にまとめられている。大類 [1954a: 101–106] に挙げられていないものでは、M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xii–xiv] が、バッティとバーマハが同時代に属してお互いにお互いの作品を知っていた可能性を論じている。

なお、ジャヤマンガラが修辞の説明の際に主にバーマハの *Kāvyālamkāra* に言及している事も、*Bhāṭṭikāvya* で例証される修辞が *Kāvyādarśa* の定義する修辞より *Kāvyālamkāra* のそれにより近いという見解を支持する一つの証拠となっている。Hattori[1997: 264] 参照。しかし Lienhard[1984: 182] は *Kāvyādarśa* の方が *Bhāṭṭikāvya* により近いという見解をとる。

⁴⁴ パニニ文法学の地位と目的については Cardona[1997: 543–556] を見よ。また、バルトリハリが文法学に関する文脈で使用する ‘abhyudaya’ という語の概念の検討を中心に、文法学が学ばれる目的を論じ、バルトリハリが考える、解脱へと至る過程を考察した論文として赤松 [1994] があるので、そちらも参照せよ。

⁴⁵ バーマハとヴァーマナはそれぞれ *Kāvyālamkāra* 第 6 章と *Kāvyālamkārasūtra* 第 5 章で文法学に関わる問題を扱っている。

第一に、実に賢者とは文法学者達に他ならない。一切の学問は文法學を基礎とするから。

彼が言うように、まさに文法学は一切の学問の根幹に位置づけられるものであり、サンスクリットに携わる全ての人々が学ぶべき学問なのである。

さて、バッティとバーマハが近い時代に生きた人物である可能性が高いことは既に述べたが、その当時、詩人や詩論家にとって文法学が如何に重要視されていたかは、以下のバーマハの言葉に表れている。

[KA 6.1–3]

sūtrāmbhasam̄ padāvartam̄
pārāyaṇarasātalām /
dhātūṇādigaṇagrāham̄
dhyānagrahabṛhatplavam //
dhīrair ālokitaprāntam
amedhobhir asūyitam /
sadopabhuktam̄ sarvābhīr
anyavidyākareṇubhiḥ //
nāpārayitvā durgādham
amum̄ vyākaraṇārṇavam /
śabdaratnam̄ svayam̄ gamam
alam̄ kartum ayam̄ janāḥ //

文法規則という水があり⁴⁶、語という渦を巻き⁴⁷、*Mahābhāṣya* という海底

⁴⁶ ‘sūtra’ という語によって意図されるのは当然 *Aṣṭādhyāyī* 中の文法規則のことである。また Cardona[1997: 573–574]によれば、‘sūtra’ という語は *Aṣṭādhyāyī* 等といった作品全体を指すこともある。

⁴⁷ パニニ文法学に関する文脈で ‘pada’ と言われて真っ先に我々の頭に浮かぶのは、A 1.4.14 suptiṇātam̄ padam //（「名詞接辞で終わる語形と動詞接辞で終わる語形は pada と呼ばれる」）で規定される ‘pada’ であろう。Udyānavṛtti は ‘pada’ を ‘vārttika’ と言い換えているが、‘pada’ という語がカーティアーアナの *Vārttika* を指す用例を筆者は今の所発見できており、Udyānavṛtti も特にその説明を行わない（UV on KA 6.1–3）、当該の ‘pada’ は A 1.4.14 で規定されるところの ‘pada’ として理解した。仮に ‘pada’ が *Vārttika* を指すとするならば、パニニの規則に対してカーティアーアナが有意味な語 (pada) を用いて説明を与えたという意味で解釈はできる（有意味な

があり⁴⁸、動詞語根・*un*等の接辞・語群という巨大な魚が徘徊し⁴⁹、熟慮による理解が偉大な舟となり、賢者達にはその終極（岸）が見え、愚者達に軽んぜられ、他の学問という一切の雌象達が常に享受する、測り難いあの文法學という大海を渡り切らずして、私は正語という宝石を自ら獲得することはできない。

バーマハは続けて言う。

[KA 6.4]

tasya cādhigame yatnah
kāryah kāvyam vidhitsatā /
parapratyayato yat tu
kriyate tena kā ratih //

語= *Vārttika*)。あるいは、「pada」本来の「足」や「足跡」という意味を考慮すれば、カーヴィアーやナが *Vārttika* を著して「パニニの規則に足を踏み入れた」や「パニニの規則に足跡を付けた」と解釈することも可能かもしれない（規則に対する足【跡】= *Vārttika*）。

⁴⁸筆者は‘pārāyaṇasātalam’という複合語をどう理解すべきか確定できていない。現段階での暫定的な理解は以下の通りである。

‘pārāyaṇa’は直訳すれば「対岸（あるいは何らかの最終地点）へ行く手段」という意味であるが、当該詩節は「文法學に関わる事柄」と「海に関わる事柄」の対比になっているので、*Udyānavṛtti* に従ってそれを *Mahābhāṣya* を指すものと理解する。「海底」が「対岸へ行く手段」であるというのは奇妙であるが、‘pārāyaṇa’はあくまで *Mahābhāṣya* の呼称であり、「海岸」と比喩構造を形成するのは‘Mahābhāṣya’であるので、‘pārāyaṇa’の意味を持ち込まずに‘Mahābhāṣya」という海底」と理解すれば問題はない。その場合、「文法學という大海」の海底には *Mahābhāṣya* という深遠なる存在が潜んでいる、即ちパニニ文法學は *Mahābhāṣya* をその根底とするという意味で当該の表現を解釈出来る。ただしこの場合、*Mahābhāṣya* が海底にあるのならば海を舟で渡る際にそれに触れること無く対岸へ行ってしまうのではないか、という疑問が残る。*Mahābhāṣya* を無視してパニニ文法學を理解することはあり得ない。あるいは上記の問題を解決する為に、‘rasā’を「潮流’、‘tala’を「表面」という意味で解釈し、‘pārāyaṇasātalam’という複合語を「対岸へ行く手段 (*Mahābhāṣya*) である潮流が海面にある〔文法學という大海〕」と理解することも可能かもしれないが、ややこじつけた感があり、‘rasātala’という表現をそのように解釈する用例があるかどうかをも疑問である。

⁴⁹言うまでもなく、ここではパニニ文法の付属文献である *Dhātupāṭha*, *Unādisūtra*, *Ganapāṭha* のことが含意されていると考えられる。

そして、カーヴィアを創ろうとする者はそれ（文法學）の理解に向けて努力せねばならない。しかし、それ（カーヴィア）が他者の知識に基づいて創られるならば、それ（カーヴィア）は如何なる歓びをもたらそうか⁵⁰。

言葉の芸術としてのカーヴィアにおける文法學の重要性がここに明言されている。

1.7. *Bhāttikāvya* の目的

以上のような時代に *Bhāttikāvya* は著された。物語を描写しながら文法規則や修辞等を例証するという手法は、カーヴィア詩人としての技術や能力あるいは奇抜さを示そうとするバッティの一手法であろうが、それと同時に、彼がそのような手法を通じて読者達に文法學や詩学を教示することを意図していたことが以下の詩節から窺える。

[BhK 22.32]

idam adhigatam uktimārgacitram⁵¹
vivādiśatāṁ vadatāṁ ca saṁnibandhāt /
janayati vijayam sadā janānām
yudhi susamāhitam aiśvaram yathā-
stram //

⁵⁰Sastry[1970: 114]は‘parapratyayato’に対して‘another knowledge’という訳語を当てていることから、「他の（文法學以外の）知識」と理解しているようであるが、当該詩節に続く *Kāvyālambakā* 6.5–6.6 の内容と表現を考えすれば、「他者の知識」と解釈すべきである。

KA 6.5–6: nānyapratyayaśabdā vāg āvibhāti (Trivedīの刊本では欠落しているので Sastry の刊本に従い ‘āvibhāti’ を補う) mude satām / pareṇā dhṛtamukteva sarasā kusumāvalī // mukhyas tāvad ayaṁ nyāyo yat svaśaktyā pravartate / anyasārasvatā nāma santy anyoktānuvādināḥ // (「他者の知識に基づく言葉からなる作品が賢者達を満足させることはない。瑞々しくても、他者が身に着けて捨てた花輪が〔賢者達を喜ばせない〕ように。自らの能力によって〔詩作〕活動することが、まずもって第一の道理である。実に、他者が述べたことを繰り返す者は他者の学識を持つ者に過ぎない」)

⁵¹ジャヤマンガラとマッリナータはともに、‘idam’（「これ（カーヴィア）」）にかける時には当該箇所を‘adhigatam uktimārgacitram’（「表現方法の点で驚くべき〔これが〕学ばれた時」）と区切り、‘astram’（「武器／矢」）にかける時には‘adhigatamuktimārgacitram’（「解脱の道を得ている色彩豊かな／驚くべき〔武器／矢〕」）と区切るという解釈を提示している。

良く構成され⁵²、表現方法の点で驚くべきこれ (*Bhaṭṭikāvya*) が学ばれた時、美しく繋がれているが故に⁵³、それは様々な言語使用を為そうとする者達と言語使用を為している者達に常に勝利を与える。戦闘に専心し、解脱の道を得ている驚くべきシヴァの武器が常に勝利を与えるように⁵⁴。

端的に言えば、文法規則や修辞等を例証する *Bhaṭṭikāvya* は、言語使用者に資するものであり、同作品を学習し、理解した者は、文法学や詩学の知識を身につけ、正しく美しい言語使用ができるようになるというわけである⁵⁵。しかし誰でも *Bhaṭṭikāvya* を学べるわけではない。バッティは続く詩節で次のように述べている。

[BhK 22.33]

dīpatulyah̄ prabandho 'yam
śabdalakṣaṇacakṣuṣām /

⁵² 「良く構成されている」 (*susamāhitam*) とは、注釈家も述べるように修辞や美質を備えているという意味だと考えられる。

⁵³ 「美しく（あるいは正しく）繋がれている」 (*samnibandha*) とは、物語の描写と例証される文法規則や修辞等が巧みに結びつけられているという意味だと考えられる。

⁵⁴ 当該詩節は「作品」と「武器」の比喩になっている。詩節の訳はサンスクリットの読みとして自然なものを提示したが、マッリナータは ‘samnibandhāt’ を「武器」の方にも読み込み、‘yudhi’ を「作品」の方にも読み込んでいる。彼の解釈に従えば、詩節は「良く構成され、表現方法の点で驚くべきこれ (*Bhaṭṭikāvya*) が学ばれた時、正しく繋がれているが故に、それは様々な言語使用を為そうとする者達と言語使用を為している者達に〔討論の際に〕常に勝利を与える。良く〔弓に〕つがえられ、解脱の道を得ている驚くべきシヴァの矢が、正しい〔大きさ〕を備えているが故に、〔勝利しようとする者達に〕戦闘の際に常に勝利を与えるように」と訳出できる。

⁵⁵ この点については Sudyka[2000] を参照。同論文は当該詩節に注目し、古代インドにおける討論 (*vāda*) の伝統と照らし合わせて、*Bhaṭṭikāvya* の目的、即ち作者バッティの意図を探ろうとしたものである。そして、第 10 章で例証される各修辞、第 11 章で例証される *mādhurya*、第 12 章で例証される *bhāvika(tva)*、第 13 章で例証される *bhāṣāsama* を中心にその各概念や位置づけを考察し、文法規則や修辞及び美質等を例証する *Bhaṭṭikāvya* は討論を欲するものや言語使用者のための或る種の手引書であり、作品を通じて言語使用者の教育をなすことがバッティの意図であると指摘している。

hastāmarśa⁵⁶ ivāndhānām
bhaved vyākaraṇād ṛte //

この作品は文法学を眼とする者達にとっては灯火に等しい⁵⁷。文法学を知らなければ、「この作品の読解は」盲者達が手で〔何かに〕触れるようなものであろう。

⁵⁶ テキストは ‘hastāmarsa’ となっているが、このままでは読解困難であり、「自らが触ることができるものの形だけの完全な理解」 (*svaparāmr̄syasamsthānamātraparijñānam*) という注釈中の説明から示唆されるように、ジャヤマンガラは ‘hastāmarśa’ で讀んでいる可能性が高く、ジャヤマンガラの注釈テキストも ‘hastāmarśa’ と置き換えて読まなければ読解困難な箇所が見受けられる。当該箇所に関して、Leonardii[1972: 192] は ‘hastāmarṣa’ ではなく ‘hastāmarśa’ という異読に従って訳出したことを断つており、M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: 326] も、テキストは ‘hastāmarṣa’ という形で提示しているが、詩節 cd 句に対して ‘without grammar it may be like the touch of the hand of the blind’ という訳語を当てていることから同様の読み替えを行っている。一方、Fallon[2009: 460–461] はマッリナータの ‘hastādarśa’ という読みに従って訳出している。

⁵⁷ ここでバッティが「文法学を知る者」を意図して ‘śabdalakṣaṇacakṣus’（「文法学（正語を特徴付けるもの）を眼とする者」）という表現を使用していることは非常に興味深い。これは明らかに以下のようないいに文法学の伝統的な考え方を背景にした言葉である。

「教養文化人」 (*śiṣṭa*) を正語 (*sādhuśabda*) に対する権威 (*pramāṇa*) とするのがパニニ文法家の基本的立場であり、パタンジャリにとっては、文法学に依拠することなく或る種の生得的な能力によって正しい言語運用を為す者達が教養文化人である。これに対してバルトリハリにとっての「教養文化人」はモデルスピーカーとしてパタンジャリが描くそれを離れ、パニニ、カーティアーヤナ、パタンジャリという「三聖」に代表される文法学者達をも包括する。「三聖」として教養文化人の言語運用は同時代のものであったのに対し、バルトリハリの時代にはその言語運用はもはや目の当たりにすることのできないものとなっており、教養文化人の言語運用を直接に知覚することができない者達にとって (*apaśyatām*) は、文法学 (*śāstra*) がそれを見るための眼 (*cakṣus*) となるのである。ナーゲーシャの言い方では、教養文化人の言語運用を直接に知覚できる「三聖」は「言葉（特徴付けられるべきもの）にのみ眼を向ける者」 (*lakṣyaikacakṣuska*) であり、彼ら以降の文法家は「文法規則（特徴付けるもの）にのみ眼を向ける者」 (*lakṣaṇaikacakṣuska*) である。

バッティが活躍した時代（六世紀から七世紀）の人々は、まさにバルトリハリが言うところの「文法学という眼」 (*śāstram cakṣuh*) を通じて初めて教養文化人達の言語運用を見ることができるのであり、その考え方方が当該のバッティの表現にも表れていると考えられる。

以上のパニニ文法学と「教養文化人」の関係については小川 [2002: 899–918] を参照。また、パタンジャリからバルトリハリへと至る「教養文化人」の概念の変遷については Deshpande[1993] に詳しい。

文法学者が *Bhaṭṭikāvya* を手にすれば、それは灯火の如く周りを照らし出してくれるものとなるが、文法学者が手にしても、盲者が何かに触れて外形だけを理解してその本質を理解できないように、作品の真髓に触ることはできないということである⁵⁸。この詩節から、バッティが修辞や美質等の例証より文法規則の例証に重きを置いていること、言い換えれば、詩学よりも文法学者を重要視していることが窺える。そのことは、既に述べたように作品の全22章中18章分が文法規則の例証に当てられていることからも明らかであろう。

バッティやバーマハの生きた時代に、パニニ文法学者はサンスクリットに携わる者達、ましてやカーヴィアに携わる者達にとって必要不可欠な学問であった。物語を描写しながら文法規則を例証するという手法を通じて、バッティはカーヴィア詩人としての独創性を示すと同時に、そのような文法学者の教示を自論んでいたと考えられる⁵⁹。

1.8. 注釈書の必要性

以上のように、*Bhaṭṭikāvya* は文法規則の例証に重きを置いた作品である。しかし、表面上はラーマ物語を歌い上げる文学作品であり、詩節だけを読んでどの語やどの表現によってどの文法規則が考慮され、例証されているかを理解

⁵⁸ 当該詩節においてジャヤマンガラとマッリナータの間に異読があり、マッリナータのテキストに従えば、詩節は次のようになる。BhK 22.33: dīpakalpaḥ prabandho 'yam śabdalaṅṣaṇacakṣusām / hastādarśa ivāndhānām bhaved vyākaraṇād ṛte // (「この作品は文法学者を眼とする者達にとっては灯火に等しい。文法学者を知らないれば、盲者達が手にする鏡の如きものに他ならない」)

文法学者が *Bhaṭṭikāvya* を手にすれば、それは灯火の如く周りを照らし出してくれるものとなるが、文法学者が手にしても、盲者にとっての鏡のように、何の訳にも立たないということである。どちらの読みも一定程度に可があるので、ここではより古いと考えられるジャヤマンガラの読みに従う。

⁵⁹ この点について Fallon[2009: xx] は、*Rāmāyaṇa* という魅力的で道徳的に向上する物語の文脈の中で、文典の注釈書中に既に挙げられている例を用いながら、パニニ文典学習の一助を図ることが明らかにバッティの目的であった、と述べている。なお、バッティが *Bhaṭṭikāvya* を著すことになったきっかけを物語る二つの伝説については M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xiv-xv] を参照せよ。

することは、我々現代の研究者には中々困難である。

先ほども引用したように、作者バッティ自身も作品の最終部で次のように述べている。

[BhK 22.34]

vyākhyāgamyam idam kāvyam
utsavah sudhiyām alam /
hatā durmedhasaś cāsmin
vidvatpriyatayā mayā //

解説を通じて [のみ] 理解可能なこのカーヴィアは、賢者達にとって有り余る歡喜である。そしてここ (作品中) で私は愚者達を考慮しない。賢者を愛好するがゆえに。

ここで ‘vyākhyāgamyam’ という表現を解釈するに当たって、我々は以下のようなパニニ文法学者における〈解説〉(vyākhyāna) という考え方によればならない⁶⁰。何故なら、優れた文法学者であり、文法規則の例証を主要な目的として作品を著したバッティの各表現は、パニニ文法学者の伝統を下敷きにしている可能性が非常に高いからである⁶¹。

パタンジャリによれば、文法規則だけを通じて正語 (śabda) が理解されることはない。正語の理解のために要求されるのが文法規則に対する〈解説〉(vyākhyāna) であり、それは例 (udāharanā)・反例 (pratyudāharanā)・文補足 (vākyādhyāhāra) から成る⁶²。規則要素の分

⁶⁰ パニニ文法学者における〈解説〉(vyākhyāna) という考え方について詳細は小川 [2002: xii–xvi] を見よ。

⁶¹ この点について例えれば注 57 を見よ。

⁶² MBh on Vt 14 (Paspasāhnika): na hi sūtrata eva śabdān pratipadyante / kiṁ tarhi / vyākhyānataś ceti / pariḥṛtam etat / tad eva sūtram vigr̥hitam vyākhyānam bhavatīti / nanu coktam na kevalāni carcāpadāni vyākhyānam vṛddhiḥ āt aij iti / kiṁ tarhi / udāharanām pratyudāharanām vākyādhyāhāra ity etatsamuditam vyākhyānam bhavatīti / (「実際に文法規則だけを通じて正語を理解することはない。【問】その場合どうなるのか。【答】〈解説〉を通じて [正語は理解される]。それは避けられる。まさにその文法規則が分析された時に〈解説〉となる。【反論】しかし、[例えれば A 1.1.1 における] vṛddhiḥ, āt, aic のように、単に復唱される語は〈解説〉ではないと述べられている。【問】その場合どうなるのか。【答】例・反例・文補足というこれらを備えたものが〈解説〉である」)

析 (vighraha) だけでなく、この〈解説〉を通じて初めて文法規則は正しく理解され、正語を説明することが可能となる。

このようなパーニニ文法学における〈解説〉 (vyākhyāna) という考え方を考慮するならば、当該の ‘vyākhyā’ という語は現代的な意味での「注釈書」というよりは、マッリナータが述べるようによく師による「解説」を意味していると考えるのが妥当である⁶³。複雑な構造を持つ *Bhāttikāvya* は、文法規則と同様、「解説」を通じて初めて正しく理解されるものなのである⁶⁴。

Bhāttikāvya 22.34 の言明から、我々だけでなく当時の伝統の中に生きた人々にとってすらも、*Bhāttikāvya* を解説無しに理解することは困難であったこと、及びバッティがかなりの計画性と意図を持って作品中に様々な仕掛けを施していることが窺える。従って、作者バッティの意図を汲んで正確に *Bhāttikāvya* を読解するためには、その道に精通する師の解説か現存する注釈書の参照が必須となるのである。

⁶³ マッリナータは ‘vyākhyāgamyam’ を「師の口を通じて理解可能な [カーヴィア]」 (*gurumukhavedyam*) と説明する。また、*Udyānavrtti* が *Kāvyālamkāra* 2.20 に対する注釈中で「〈解説〉を通じて [文法規則に関する] 特定のものの理解が生まれる」 (*vyākhyānato viśesapratipattih*) という *Mahābhāṣya* 中の言明を引用していることも示唆的である。MBh on Vt 1 (*Paspāśhnika*): *vyākhyānato viśesapratipattir na hi samdehād alakṣaṇam /* (「〈解説〉を通じて [文法規則に関する] 特定のものの理解が生まれる。実に、[文法規則に関する事柄に対して] 疑いがあるからといって文法規則が正しくないことにはならない」)

なお、先行研究である Leonardi[1974: 192]、M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: 326]、Goodall and Isaacson[2003: xix]、Fallon[2009: 461] 及び辻 [1973: 67] は全て、当該の ‘vyākhyā’ に対して ‘commentary’ や ‘注釈’ という訛語を当てる。

⁶⁴ 当然 *Bhāttikāvya* における「解説」とは、どの語やどの表現によってどのような文法規則が考慮され、理解されるべきかを解説することである。そして、もしバーマハが *Bhāttikāvya* を念頭に置いて *Kāvyālamkāra* 2.20 で ‘vyākhyāgamyam’ という表現を使用しているとするならば、彼は ‘vyākhyā’ という語によって、例証される文法規則に対する解説を意図していると考えられる。しかしバーマハが一般的な意味でその語を使用している可能性もあり、この点については検討を要する。だが既に述べたように、*Bhāttikāvya* 22.34 と *Kāvyālamkāra* 2.20 の語句と内容はあまりにも酷似していること、バッティが *Bhāttikāvya* 第十章で例証する修辞にはバーマハが定義する修辞との関連が見て取れること、そして両者の時代の近接性から判断して、両詩節が密接な関係にあることは疑い得ないと筆者は考える。

2. kāraka 術語規則

これより、kāraka 術語規則と *karmapravacanīya* 術語規則が例証される *Bhāttikāvya* 8.70–93 の考察を行う。まず、kāraka (〈行為実現者〉、〈行為参与者〉) の術語規則が例証される *Bhāttikāvya* 8.70–84 (kāraka-adhikāra) を取り扱う。

パーニニは支配規則 (adhikārasūtra) である A 1.4.23 kārake (「それが〈行為参与者〉である場合に」) のもとに、A 1.4.24 dhruvam apāye 'pādānam から A 1.4.55 tatprayojako hetuś ca において〈基点〉 (*apādāna*)、〈受益者〉 (*sampradāna*)、〈手段〉 (*karana*)、〈基体〉 (*adhikarana*)、〈目的〉 (*karman*)、〈行為主体〉 (*kartṛ*)、〈原因〉 (*hetu*) の術語規則を設けており、*Bhāttikāvya* 8.70–84 では、概ねパーニニの規則順序通りかつ物語の流れに添う形でこれらの規則が全て例証される⁶⁵。

Bhāttikāvya 8.70–84 は、ランカ一島 (Laṅkā) へと連れ去ったシーター (Sītā) をラーヴァナが誘惑する場面であり、*Bhāttikāvya* 8.70–84 とそこで例証される文法規則の対応は以下の通りである。

- BhK 8.70–72 → 〈基点〉 の術語規則 (A 1.4.24–31)
- BhK 8.73–77 → 〈受益者〉 の術語規則と例外規則 (A 1.4.32–41)
- BhK 8.78 → 〈手段〉 の術語規則と例外規則 (A 1.4.42–44)
- BhK 8.79–80 → 〈基体〉 の術語規則と例外規則 (A 1.4.45–48)
- BhK 8.81–84 → 〈目的〉 の術語規則 (A 1.4.49–53)
- BhK 8.84 → 〈行為主体〉 と 〈原因〉 の術語規則 (A 1.4.54–55)

⁶⁵ 〈原因〉 は A 1.4.55 により使役者 (prayojaka) である 〈行為主体〉 に与えられる術語である。なお、パーニニ文法学における kāraka 理論の概要については Cardona[1974] を見よ。

以下、まず詩節とそこで例証される規則を挙げて、次に詩節の表現及び内容と各規則の対応関係を詳説する。kāraka 術語規則の規定内容は karmapravacanīya 術語規則のそれに比べて複雑なものが多く、詩節の各表現と例証される各規則の対応をただ挙げるだけでは、研究としてほとんど意味をなさない。詩節と規則の対応関係を詳説するのは、詩節中の表現及び内容をどのように各規則の規定に当てはめることができるかを明示することが、当該箇所の研究として必要と考えるためである。

2.1. 〈基点〉の術語規則

2.1.1. BhK 8.70–72 → A 1.4.24–31

Bhaṭṭikāvya 8.70–72 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.70–72]

vṛkṣād vṛkṣam̄ parikrāman
rāvaṇād bibhyatīm̄ bhr̄sam̄ /
śatros trāṇam̄ apaśyantīm̄
adr̄syo janakātmajām̄ //
tām̄ parājayamānām̄ sa
prīte rakṣyām̄ daśānanāt /
antardadhānām̄ rakṣobhyo
malinām̄ mlānamūrdhvajām̄ //
rāmād adhītasamdeśo
vāyor jātaś cyutasmitām̄ /
prabhavantīm̄ ivādityād
apaśyat kapikuñjaraḥ //

ラーマから音信を受け取った、風の子であるその象の如き猿は、姿を隠して樹から樹へと飛び移っている時、ラーヴァナを非常に恐れ、敵から身を守る術も無く、[ラーヴァナの] 愛を拒絶し、十顔者（ラーヴァナ）から守られねばならず、悪魔達から隠れ、[体は]汚れ、髪も傷み、笑顔を失った、太陽から現れたかのようなそのジャナカの娘を目にした。

- A 1.4.24 dhruvam apāye 'pādānam // 「離別が実現されるべき時、出発点となる〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.25 bhītrārthānām bhayahetuh // 「動詞語根 bhī（「恐怖する」）の意味か動詞語根 trai（「守護する」）の意味を持つ動詞語根が使用される時、恐怖を引き起こす原因である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.26 parājer asodhah // 「parā に先行される動詞語根 ji（「圧倒する、勝利する」）が使用される時、耐え難い対象である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.27 vāraṇārthānām ipsitah // 「活動の阻害を意味する動詞語根が使用される時、望まれる対象である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.28 antardhau yenādarśanam icchati // 「隠れることを根拠とし、YがXによる自身の知覚のないことを望むその〈行為参与者〉 X は〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.29 ākhyātopayoge / 「学生活動に基づく学識の獲得が実現されるべき時、教示者である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」⁶⁶
- A 1.4.30 janikartuh prakṛtiḥ // 「動詞語根 jan（「誕生する」）が表示する行為の〈行為主体〉の根源である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」
- A 1.4.31 bhuvah prabhavaḥ // 「動詞語根 bhū（「現れる」）が表示する行為の〈行為主体〉が現れる場所である〈行為参与者〉は〈基点〉と呼ばれる」

まず ‘vṛkṣād vṛkṣam̄ parikrāman’（「樹から樹へと飛び移っている時」）という表現により A 1.4.24 が例証される。言うまでもなく「樹」は A 1.4.24 が規定する「出発点」(dhruva) である。

続いて ‘rāvaṇād bibhyatīm̄ bhr̄sam̄ śatros trāṇam̄ apaśyantīm̄’（「ラーヴァナを非常に恐れ、

⁶⁶ Kāśikāvrtti は ‘upayoga’ を ‘niyamapūrvakam vidyāgrahanam’ と説明し (KV on A 1.4.29)、これに対して Nyāsa は「学識を獲得する為に弟子入りすることが niyama である」(vidyāgrahaṇārtham̄ śiṣyapravṛttiḥ niyamah) と注釈する (Nyāsa on KV to A 1.4.29)。

敵から身を守る術も無く」) という表現により A 1.4.25 が例証される。「ラーヴァナ」と「敵」は A 1.4.25 が規定する「恐怖を引き起こす原因」(bhayahetu) である。

続いて ‘parājayamānām...prīte’ (‘愛を拒絶して’) という表現により A 1.4.26 が例証される。シーターにとって、ラーヴァナの愛はまさに A 1.4.26 が規定するところの「耐え難い対象」(asodha) である。

続いて ‘rakṣyām daśānanāt’ (‘十顔者から守られねばならず’) という表現により A 1.4.27 が例証される。まず動詞語根 rakṣa が表示する守護行為は、シーターに対するラーヴァナの活動を阻害するから A 1.4.27 が規定する「活動の阻害を意味する動詞語根」(vāraṇārtha) という条件を満たす⁶⁷。当該表現が A 1.4.27 の例としての機能を果たすためには、ラーヴァナは「望まれる対象」(īpsita) でなければならぬが、ジャヤマンガラは、シーターが行う守護行為の範囲にラーヴァナが含まれることが「望まれる」と説明する⁶⁸。一方マッリナータは、ラーヴァナは自身の愛人達によって夫として「望まれる対象」であると説明する。ラーヴァナの愛人達はシーターに彼を取られないように、逆にシーターを彼から守るのである⁶⁹。しかし、Kāśikārvṛtti や Siddhāntakaumudī が A 1.4.27 に対して挙げる例文の構造を考慮するならば、ジャヤマンガラの解釈が妥当であろう⁷⁰。

⁶⁷Cf. DhP 1.688 rākṣA pālane // (‘動詞語根 rākṣA は守護 (pālane) を意味する’)

⁶⁸Jayamaṅgalā on BhK 8.71: pravṛttivighātalakṣanayā rakṣaṇakriyayā ātmasambandhinyā daśānanasya vyāptum abhipretatvāt / (‘活動の阻害を特徴とする、自らと関係する守護行為によって、十顔者を遍充することが望まれるから’)

⁶⁹Sarvapathīnā on BhK 8.71: daśānanāt svakāntād īpsitāt tatkāntābhiḥ sītācāpalaśāṅkinībhiḥ sāpatnyārtham rakṣyām vāryām vāraṇāyatvenābhimatām / anyathā tasya tadekāyatattve svasaubhāgabhaṅgaprāsaṅgat / (‘十顔者から、即ち彼の愛人達に自分の夫として望まれている [ラーヴァナ] から、夫共有関係を保つために、シーターの軽率な行動を疑う彼の愛人達によって守られねばならない (rakṣyām=vāryām)、即ち守られねばならない者と [彼の愛人達に] 見なされている [シーター]。そうでなければ、彼 (ラーヴァナ) は彼女 (シーター) 一人に専心しているので、自分達 (ラーヴァナの愛人達) の幸福が破壊されてしまうから’)

⁷⁰両書はともに A 1.4.27 の例として「彼は牛を大麦か

続いて ‘antardadhānām rakṣobhyah’ (‘悪魔達から隠れて’) という表現により A 1.4.28 が例証される。シーターは悪魔達に見られることを望まず、身を隠している⁷¹。

続いて ‘rāmād adhītasamdeśah’ (‘ラーマから音信を受け取った’) という表現により A 1.4.29 が例証される。ここでハヌーマットにとってラーマは「教示者」(ākhyātṛ) であり、ハヌーマットはまさに規定に従って師から学問を学ぶかの如くラーマから音信を受け取ったのである⁷²。

最後に ‘vāyor jātah’ (‘風の子’) という表現により A 1.4.30 が、‘prabhavantīm ivādityāt’ (‘太陽から現れたかのような') という表現により A 1.4.31 がそれぞれ例証される。ここで風はハヌーマットの「根源」(prakṛti) であり、太陽はシーターが「現れる場所」(prabhava) である。

ここで注意すべきは A 1.4.30 が規定する「根源」(prakṛti) とは未だ誕生していない何かが誕生する原因 (kāraṇa, hetu) であるのに対して、A 1.4.31 が規定する「現れる場所」とは既に実現されている何かが最初に姿を現す場所だということである。当該詩節において、風はまさにハヌーマット誕生の原因であり、太陽は、既に誕生しているシーターが最初に姿を現したかの

ら引き離す (yavebhyo gām vārayati) という文を挙げる。ここで「大麦」は牛にとって「望まれる対象」に他ならない。この構造を当該詩節に当てはめるならば、ラーヴァナを何らかの形で望むのは彼の愛人達ではなくシーターでなくてはならない。シーターが恋愛対象としてラーヴァナを望むことはあり得ないので、自らの守護行為の範囲に含まれる者としてシーターはラーヴァナを望んでいるというのがジャヤマンガラの考えであろう。

⁷¹Sarvapathīnā on BhK 8.71: rakṣāmsi mām mā drākṣur iti līyamānām ity arthah / (‘『悪魔達は私を見てはならない』と考えて身を潜めている [シーター] という意味である’)

⁷²Jayamaṅgalā on BhK 8.72: ākhyātopayoge ity apādā-nasamjñā / rāmasyākhyātṛtvāt / sāvadhānatayā samdeśagrahaṇāt niyamapūrvakavidyāvat samdeśagrahaṇām / (‘ākhyā-topayoge [という A 1.4.29] に基づいて [ラーマは] 〈基点〉と呼ばれる。ラーマは教示者であるから。[ハヌーマットは] 注意深く音信を受け取るので、学生活動に基づいて学識を獲得するのと同じように音信を受け取るのである’)

バッティが ‘adhitā’ という語を使用しているのも A 1.4.29 の構造を考慮したことであろう。この表現は、Kāśikārvṛtti が A 1.4.29 に対して挙げる例文「彼は師から学ぶ」(upādhyāyād adhīte) と対応する。

ような場所として理解される⁷³。

以上のように、バッティは *Bhaṭṭikāvya* 8.70–72において〈基点〉の術語規則を全て例証しているが、注目すべきはパニニの規則順序に合わせて詩節の語を配列していることである。さらに言えば、A 1.4.25においてパニニは動詞語根 *bhī, trai* という順で項目を提示しているが、詩節の語もその順序で配列されている。

2.2. 〈受益者〉の術語規則と例外規則

2.2.1. BhK 8.73–74 → A 1.4.32–35

Bhaṭṭikāvya 8.73–74と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.73]

⁷³Cf. *Nyāsa* on KV to A 1.4.31: *nanu ca himavato gaṅgā prabhavati ity etat pūrveṇaiva siddham / tathā hy ayam atrārthaḥ—himavato gaṅgā jāyata iti / tat kimartham idam ārabhyata ity āha—prathamata upalabhyata iti / eṣa cārtho 'nekārthatvād dhātūnām veditavyaḥ / janyarthas tv atra na sambhavaty eva / na hi himavān gaṅgāyāḥ kāraṇam / sā hy anyebhya eva kāranebhya utpannā / himavati tu kevalam prathamata upalabhyata iti / 「そして『ガンガー河はヒマーラヤから現れる(himavato gaṅgā prabhavati)』というこの表現は同じ先の規則(A 1.4.30)だけで成立する。即ち、ガンガー河はヒマーラヤから生じる(himavato gaṅgā jāyate)』というこれがここでの意味である。その場合、一体何の為にこれ(A 1.4.31)は述べられるのか』という反論に対して *prathamataḥ upalabhyate* と述べる。そして、動詞語根が多数の意味を持つことに基づいてこの意味は知られるべきである。一方、動詞語根 *jan* の意味はここでは決してあり得ない。何故なら、ヒマーラヤはガンガー河の原因ではないからである。実に、それ(ガンガー河)はまさに他の諸原因から生じたものである。そして、単に[ガンガー河は]ヒマーラヤで最初に知覚されるに過ぎない」)*

SK 594: *himavato gaṅgā prabhavati / tatra prakāśata ity arthah /* (「ガンガー河はヒマーラヤから現れる。そこに現れる(prakāśate)という意味である」)

TB on SK 594: *janikartur ity eva siddhe nirarthakam idam ity āśaṅkām pariharann āha—tatra prakāśata iti / prathamam dr̥ṣyata ity arthaḥ / eṣa cārtho dhātūnām anekārthatvāl labhyate / tathā cābhūtprādurbhāvo janīḥ / anyataḥ siddhasya prathamam upalambhaḥ prabhavaḥ ity arthabhedo 'stūti bhāvah /* (「janikartuh云々 [という A 1.4.30] だけで成り立つので、これ(A 1.4.31)には意味がない」という疑いを晴らすために *tatra prakāśate* と述べる。最初に見られるという意味である。そして、動詞語根が多数の意味を持つことに基づいてこの意味は獲得される。さらによつて、未だ生じていないものが現れることが動詞語根 *jan* の意味である。他方、既に実現しているものが最初に知覚される場所が *prabhava* である。このように[A 1.4.30と A 1.4.31には]意味の違いがあることが意図されている」)

rocāmānah kudṛṣṭibhyo

rakṣobhyah prattavān śriyam /

ślāghamānah parastrībhyas

tatrāgād rākṣasādhipah //

邪な考えを抱く者達を喜ばせ、悪魔達に富を与え、他人の妻達に甘い言葉をかけながら悪魔達の主(ラーヴアナ)がそこへやって来た。

[BhK 8.74]

aśapta nihnuvāno 'sau

sītāyai smaramohitah /

dhārayann iva caitasyai

vasūni pratyapadyata //

愛に惑わされた彼は、シーターに〔悪しき人柄を〕隠し、彼女に〔決して傷つけないと〕誓った。そしてまるで彼女に借りがあるかのように、富を〔与えることを〕約束した。

- 1.4.32 *karmanā yam abhipraiti sa sampradānam //* 「〈行為主体〉が贈与行為の〈目的〉を通じて結びつこうとする〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」
- A 1.4.33: *rucyarthānām priyamāṇah //* 「動詞語根 *ruc* (「喜ばす」と同じ意味を持つ動詞語根が使用される時、喜ぶものである〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」
- A 1.4.34 *ślāghahnūñsthāsapām jñīpsyamāṇah //* 「動詞語根 *ślāgh* (「賞賛する」)、*hnuñ* (「隠す」)、*sthā* (「留まる」)、*śap* (「誓う、呪う」)が使用される時、知らしめようと思まれている対象である〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」
- A 1.4.35 *dhārer uttamarṇah //* 「NiCで終わる動詞語根 *dhṛ* (「借りがある」)が使用される時、貸主である〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」

まず‘*rocāmānah kudṛṣṭibhyah*’(「邪な考えを抱く者達を喜ばせて」)という表現により A 1.4.33が例証される。ここで悪魔達は A 1.4.33

が規定する「喜ぶもの」(priyamāṇa) である。「他のもの（切望対象）を〈行為主体〉とする切望」(anyakartrka-abhilāṣa) が動詞語根 ruc が表示する意味であり (KV on A 1.4.33)、当該の事例では邪な考えを抱く者達がラーヴァナを好み、切望していることになる⁷⁴。

続いて ‘rakṣobhyah prattavān śriyam’（‘悪魔達に富を与えて’）という表現により A 1.4.32 が例証される。悪魔達は、ラーヴァナが贈与行為の〈目的〉である「富」を通じて結びつこうとする対象である。

続いて、

- (1) ‘slāghamānah parastrībhayah’（‘他人の妻達に甘い言葉をかけながら’）
- (2) ‘nihnuvāno ’sau sītāyai’（‘彼はシーターに〔悪しき人柄を〕隠して’）
- (3) ‘aśapta...sītāyai’（‘シーターに〔決して傷つけないと〕誓った’）

という三つの表現により、A 1.4.34 が挙げる四つの動詞語根の中から三つの例が示されている。当然 (1) は動詞語根 slāgh, (2) は動詞語根 hnu, (3) は動詞語根 śap の場合の例に当たる。A 1.4.34 は「知らしめようと望まれている対象」(jñīpsyamāṇa) である〈行為参与者〉に〈受益者〉という術語を与えることを規定しているが、(1) の「他人の妻達」は、賞賛を知らしめようとラーヴァナに望まれている対象であり、(2) と (3) の「シーター」は、悪しき人柄を隠していること、及び決して傷つけないとという誓いを立てたことを知らしめようとラーヴァナに望まれている対象である⁷⁵。

⁷⁴ Kāśikāvṛtti が挙げる「砂糖菓子はデーヴアダッタを喜ばす」(devadattāya rocate modakah) という例を用いてこの構造を説明しよう。この文において、デーヴアダッタの切望対象である砂糖菓子が〈行為主体〉として機能するが、動詞語根 ruc が表示する意味はその砂糖菓子に対するデーヴアダッタの切望であり、この文は「デーヴアダッタは砂糖菓子を好む」と意味的に等価である。

⁷⁵ この構造については次の Kāśikāvṛtti の例とその説明を見よ。KV on A 1.4.34: devadattāya slāghate / devadattām slāghamānas tām slāghām tam eva jñapayitum icchati ity arthah / (「彼はデーヴアダッタを賞賛する。デーヴアダッタを賞賛している彼は、その賞賛を同じ彼に知らしめようとしている、という意味である」)

Cf. Sarvapathinā on BhK 8.73: tāsām yathā veditam tathā tāḥ stuvānas tatkāmukatayety arthah / (「彼女達に欲望を抱

そして ‘dhārayann iva caitasyai’（‘そしてまるで彼女に借りがあるかのように’）という表現により A 1.4.35 が例証される。ここで恰もラーヴァナは「借主」(adhamarṇa)、シーターは「貸主」(uttamarṇa) であるかのように見なされており、貸主であるシーターは〈受益者〉と呼ばれる。

Bhāṭṭikāvya 8.73–74 において、詩節の語順はパニニの規則順序と一致せず、また A 1.4.34 の項目の提示順序とも一致しない。そして A 1.4.34 が提示する項目の内、動詞語根 sthā の場合の例は示されていない。

2.2.2. BhK 8.75 → A 1.4.36–37

Bhāṭṭikāvya 8.75 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.75]

tasyai sprhayamāṇo ’sau
bahu priyam abhāṣata /
sānumātiś ca sītāyai
nākrudhyā nāpy asūyata //

彼は彼女を望み、[彼女が] 気に入ることを多く語った。そして和解の心を持つ彼はシーターに腹を立てず、非難もしなかった。

- A 1.4.36 sprher īpsitah //「動詞語根 sprh（‘望む’）が使用される時、望まれる対象である〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」
- A 1.4.37 krudhadruherṣyāsūyārthānām yam
prati kopah //「動詞語根 krudh（‘立腹する’）の意味、drūh（‘惡意を抱く’）の意味、īrsy（‘嫉妬する’）の意味、asūya（‘非難する’）の意味と同じ意味を持つ動詞語根が使用される時、怒りが向けられる対象である〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」

まず ‘tasyai sprhayamāṇo ’sau’（‘彼は彼女を望み’）という表現により A 1.4.36 が例証される。ここでシーターはラーヴァナに「望まれる

き、彼女達に知られるように彼女達を賞賛している〔ラーヴァナ〕という意味である」)

対象」(ipsita)である。なお、或る対象が「最も望まれるもの」(ipsitatama)である場合には、規則の後続性(paratva)に基づいて、後述するA 1.4.49 kartur ipsitatamam karmaが適用される⁷⁶。当該詩節では、シーターはラーヴァナに「単に望まれている」(ipsitamātra)に過ぎない⁷⁷。

続いて、

- (1) 'sītāyai nākrudhyan' ('シーターに腹を立てなかつた')
- (2) 'sītāyai...nāpy asūyata' ('シーターを非難もしなかつた')

という二つの表現により、A 1.4.37が挙げる四つの条件の中から二つの例が示されている。当然(1)は動詞語根krudhの意味を持つ動詞語根の場合、(2)は動詞語根asūyaの意味を持つ動詞語根の場合の例に当たる⁷⁸。ここでシーターは

⁷⁶kāraka術語を規定する規則はA 1.4.1 ā kaḍārād ekā samjñā（「当該規則からA 2.2.38 kadārāḥ karmadhārayeまで、一つのものには一つだけの術語が起こる」）の支配下にあり、或るものに二つの術語が適用可能な場合にはこの規則によって一つの術語が適用される。そして解釈規則A 1.4.2 vīpratīṣedhe paraṇ kāryam（「同等の力を持つ二つの規則が対立する時（一つのものに二つの規則が同時に適用可能な時）、後続規則の規定する文法操作が起こる」）は、二つの規則が適用可能な時に後続規則が優先適用されることを規定する。A 1.4.1とA 1.4.2の役割についてはCardona[1974]に詳しい。

⁷⁷Cf. SK 574: īpsitamātre iyam samjñā / prakarśavivaksā-yām tu paratvāt karmasamjñā / puṣpāni spr̥hayati /（「[或る対象が] 単に望まれるに過ぎない場合にこの術語が適用される。一方、[切望の] 卓越性を話者が意図する場合には、[規則の] 後続性に基づいて〈目的〉という術語が適用される。【例】彼は花々を(puṣpāni) 望む」）

⁷⁸ジャヤマンガラは‘asūyata’という語形をdiv群（第四類）の動詞語根sūの派生形だと考え、その動詞語根に「非難する」という意味を想定している(Jayamāngalā on BhK 8.75)。Cf. MDHV on DhP 4.22: ayam asūyārtho 'pi / tena devadattāya sūyate iti krudhadruha—ity caturthī bhavatīty ātreyah /（「これ（動詞語根sū）は非難(asūyā)も意味する。それゆえ、アートレーヤは『彼はデーヴアダッタを非難する(devadattāya sūyate)』というように、krudhadruha云々〔というA 1.4.37〕に基づいて第四格名詞接辞が起こる」と言う）

DhP 4.24 śūN prāniprasave //（「動詞語根sūは生物を生み出すこと(prāniprasava)を意味する」）

Cf. A 6.1.64 dhātvādeḥ sah sah //（「動詞語根の最初のs音にs音が代替される」）

Bālamanoramāによれば、A 1.4.37が規定する動詞語根asūyaは、kaṇḍū群の動詞語根asūにyaKが導入された語形である。BM on SK 574: asūñ upatāpe kaṇḍvādih /（「動詞語根asūは苦しみ(upatāpa)を意味し、kaṇḍū群に含まれる」）

A 1.4.37が規定する「怒りが向けられる対象」(yam̄ prati kopah)である。

当該詩節において、詩節の語順はパニニの規則順序と一致し、A 1.4.37の項目の提示順序とも一致するが、A 1.4.37が挙げる条件の内、動詞語根druhの意味を有する動詞語根とīrsyの意味を持つ動詞語根の場合の例は示されていない。

2.2.3. BhK 8.76 → A 1.4.38–39

Bhāttikāvya 8.76と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.76]

samkrudhyasi mṛṣā kiṁ tvam
didṛkṣum māṁ mr̥gekṣaṇe /
īkṣitavyam̄ parastrībhyaḥ
svadharma rakṣasām ayam //

「鹿の如き眼の女よ、[吉凶を] 見極めようとする俺にどうしてお前は無意味に腹を立てるのか。[俺は] 他人の妻達を吟味せねばならぬ。これは悪魔の本務なのだ」

- A 1.4.38 krudhadruhor upasṛṭayoh karma // 「動詞語根krudh（「立腹する」）とdruh（「惡意を抱く」）がupasargaと結びつく場合、怒りが向けられる対象である〈行為参与者〉は〈目的〉と呼ばれる」
- A 1.4.39 rādhīkṣyor yasya vipraśnah // 「動詞語根rādh（「栄える」）とīkṣ（「見る」）が使用される時、様々な質問がなされる〈行為参与者〉は〈受益者〉と呼ばれる」

まず‘samkrudhyasi...kiṁ tvam...māṁ’（「どうしてお前は俺に腹を立てるのか」）という表現により、A 1.4.38が規定する、upasargaであるsamに先行される動詞語根krudhの場合が例証される⁷⁹。ここでラーヴァナはシーターの「怒りが向けられる対象」である。

Cf. A 3.1.27 kaṇḍvādibhyo yak //（「kaṇḍū群の動詞語根と〈名詞語基〉(prātipadika)の後にyaK接辞が起こる」）

⁷⁹Cf. A 1.4.59 upasargāḥ kriyāyoge //「行為と結びつく時、pra群の項目(pra, parā, apa, sam, anu, ava, nis, nir, dus, dur, vī, āñ, ni, adhi, api, ati, su, ud, abhi, prati, pari, upa)はupasargaと呼ばれる」

続いて ‘īksitavyam̄ parastrībhayah’（「他人の妻達を吟味せねばならぬ」）という表現により、A 1.4.39 が規定する動詞語根 īks̄ の場合が例証される。ラーヴァナは他人の妻達の吉凶を見定めるために彼女らに「様々な質問」(vipraśna) を投げ掛けるから、妻達は〈受益者〉と呼ばれる。

当該詩節では詩節の語順はパニニの規則順序と一致するが、A 1.4.38 と A 1.4.39 が提示する項目の内、それぞれ動詞語根 druh の場合と rādh の場合の例は示されていない。

2.2.4. BhK 8.77 → A 1.4.40–41

Bhāttikāvya 8.77 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.77]

śr̄ṇvadbhyah̄ pratiśr̄ṇvanti
madhyamā bhīru nottamāḥ /
gṛṇadbhyo 'nugṛṇanty anye
'kr̄tārthā naiva madvidhāḥ //

「怯える女よ、中位の者達は従順な部下達に〔振る舞いを〕約束するが、俺のような上位の者達はそうではない。利益を得ていない他方の者達は賞賛者達を煽動するが、俺のような者達は決してそうではない」

- A 1.4.40 pratyānbhyām̄ śruvah̄ pūrvasya kārtā // 「prati と āN̄ に先行される動詞語根 śru (「聞く」) の表示する行為の〈行為参与者〉は、先行行為の〈行為主体〉である場合に〈受益者〉と呼ばれる」
- A 1.4.41 anupratigṛṇāś ca // 「anu と prati に先行される動詞語根 gṝ (「声を出す」) が表示する行為の〈行為参与者〉は、先行行為の〈行為主体〉である場合に〈受益者〉と呼ばれる」

まず ‘śr̄ṇvadbhyah̄ pratiśr̄ṇvanti’（「従順な部下達に〔振る舞いを〕約束する」）という表現により、A 1.4.40 が規定する、動詞語根 śru が prati に先行される場合が例証される。A 1.4.40 は、或る条件下で先行行為の〈行為主体〉に〈受

益者〉という術語を与えることを規定しているが⁸⁰、当該詩節で先行行為の〈行為主体〉となる ‘śr̄ṇvadbhyah̄’ をどう解釈するかが大きな問題となる。詩節を見ただけではその意味を確定することは中々困難である。

ジャヤマンガラははっきりとは述べないがそれを「王の命令に従順な部下達」というような意味で理解していると考えられ、彼は「部下達から王への懇願行為」が A 1.4.40 が規定する先行行為に当たると説明する。その場合、「中位の王は部下達に頼まれて行動を起こすが、上位の王は懇願などされずとも自ら行動して利益を獲得する」というのが詩節の意味となる⁸¹。一方マッリナータはそれを「聖典を聞く者達」、即ち「有益さと無益さを教示する者達」と解釈し、彼らの「教示行為」を A 1.4.40 が規定する先行行為と説明する。その場合、「中位の者は教示者達の教えに従ってその通りの行動を彼らに約束するが、上位の者は教示などされずとも何をなすべきかを知っている」というのが詩節の意味となる⁸²。しかしどちらの解釈がより適切かは筆者には判断し難い。

⁸⁰ この構造については次の Siddhāntakaumudī が挙げる例と説明を見よ。SK 578: viprāya gām̄ pratiśr̄ṇnoti āśr̄ṇnoti vā / viprena mahyam̄ dehīti pravartitah̄ pratijānīta ity arthaḥ // (『彼は婆羅門に牛を約束する (pratiśr̄ṇnoti=āśr̄ṇnoti)。婆羅門に『[牛を] 私に与えよ』と促されて、彼は [牛の贈与を] 約束する、という意味である』)

⁸¹ Jayamāngalā on BhK 8.77: śr̄ṇvadbhyah̄ prārthayamānebhyah̄ svāminn idam̄ kriyatām̄ iti / madhyamāḥ prabhavaḥ pratiśr̄ṇvanti om̄ ity upagacchanti / he bhīru nottamā mādr̄śāḥ / te hi svātantryāt svayam̄ eva hitam̄ pratipadyanta iti bhāvah̄ / (『従順な部下達に、即ち「主よ、これをなさつてください」と頼む者達に。中位の支配者達は約束する、即ち「いいだろう」と約束する。おお、怯える女よ、上位の者達は、即ち俺のような者達はそうではない。実際に自立していることに基づき、彼らはまさに自ら利益を獲得する、ということが意図されている』)

⁸² Sarvapathinā on BhK 8.77: anye madvyatiriktāḥ madhyamāḥ śr̄ṇvadbhyah̄ śrūtaśālibhyah̄ / idam̄ kāryam̄ idam̄ akāryam̄ iti hitāhitam̄ upadiśadbhya ity arthaḥ / pratiśr̄ṇvanti abhyupagacchanti / tathaiva kurma iti pratijānata ity arthaḥ / (『他の者達、即ち俺とは違う中位の者達は聖典を聞く者達に、即ち聖典に傾倒する者達に。『これはなすべきことであり、これはなすべきことではない』と言って有益さと無益さを教示している者達に、という意味である。約束する (pratiśr̄ṇvanti=abhyupagacchanti)。『まさにそのように我々はなそう』と約束する、という意味である』)

‘hitāhitam̄’ が「有益なものと無益なもの」ではなく「有益さと無益さ」を意味することについては注 85 を見よ。

続いて ‘gr̥ṇadbhyo ’nugṛ̣ṇanti’ (「賞賛者達を煽動する」) という表現により、A 1.4.41 が規定する、動詞語根 gr̥ṇi が anu に先行される場合が例証される。ここでは賞賛行為が A 1.4.41 が規定する先行行為に当たる。中位の者は、自分を賞賛する者達を煽ってさらに自分を褒め讃えるよう仕向けるが、上位の者は決してそのようなことはしないのである。

当該詩節では詩節の語順はパニニの規則順序と一致するが、A 1.4.40 と A 1.4.41 が提示する項目の内、それぞれ動詞語根 śru が āN に先行される場合と動詞語根 gr̥ṇi が prati に先行される場合の例は示されていない。

2.3. 〈手段〉の術語規則と例外規則

2.3.1. BhK 8.78 → A 1.4.42–44

Bhaṭṭikāvya 8.78 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.78]

iccha snehena dīvyantī
viśayān bhuvaneśvaram /
saṃbhogāya parikrītaḥ
kartāsmi tava nāpriyam //

「感官対象で遊んでいるお前は、世界の支配者（俺）を愛によって受け入れよ。享楽の奴隸となった俺は、お前の気に入らないことをするつもりはない」

- A 1.4.42 sādhakatamam karaṇam // 「行為の実現に対して、卓越した扶助者として意図される最有効因である〈行為参与者〉は、〈手段〉と呼ばれる」
- A 1.4.43 divah karma ca // 「動詞語根 div (「遊ぶ、賭事をする」) が表示する行為の最有効因である〈行為参与者〉は、〈目的〉もしくは〈手段〉と呼ばれる」
- A 1.4.44 parikrayaṇe sampradānam anyata-rasyām // 「貨雇いに対する最有効因である〈行為参与者〉は、任意に〈受益者〉と呼ばれる」

まず ‘iccha snehena’ (「愛によって受け入れよ」) という表現により A 1.4.42 が例証される。ここで「愛」はシーターがラーヴアナを受け入れるために「最有効因」(sādhakatama) である。

続いて ‘dīvyantī viśayān’ (「感官対象で遊んでいる」) という表現により A 1.4.43 が例証される。ここで「感官対象」は動詞語根 div が表示する遊ぶという行為の最有効因であり、〈手段〉に加えて任意に〈目的〉という術語を得る。

そして ‘saṃbhogāya parikrītaḥ’ (「享楽を通じて雇われた」) という表現により A 1.4.44 が例証される。ここでは「享楽」が A 1.4.44 の規定する「貨雇い」(parikrayaṇa) に対する最有効因となり、それは〈手段〉に加えて任意に〈受益者〉と呼ばれる。

当該詩節において、詩節の語順はパニニの規則順序と一致している。

2.4. 〈基体〉の術語規則と例外規則

2.4.1. BhK 8.79 → A 1.4.45–46, A 1.4.48

Bhaṭṭikāvya 8.79 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.79]

āssva sākām̄ mayā saudhe
mādhiṣṭhā nirjanam̄ vanam /
mādhivātsīr bhuvam̄ śayyām
adhiśeṣa smarotsukā //

「お前は俺と一緒に宮殿にいなさい。
人のいない森にいてはならぬ。大地
で暮らしてはならぬ。愛を熱望して
寝床に横たわるのだ」

- A 1.4.45 ādhāro ’dhikaraṇam // 「行為の拠り所である〈行為主体〉か〈目的〉の保持行為に対する基体である〈行為参与者〉は、〈基体〉と呼ばれる」
- A 1.4.46 adhiśīñsthāsām karma // ‘adhi に先行される動詞語根 śīN (「眠る」)、sthā (「留まる」)、ās (「座る」) が表示する行為の基体である〈行為参与者〉は、〈目的〉と呼ばれる」

- A 1.4.48 *upānvadhyāñvasah* // 「*upa*, *anu*, *adhi*, āṄ に先行される動詞語根 *vas*（「住む」）が表示する行為の基体である〈行為参与者〉は〈目的〉と呼ばれる」

まず ‘āssva sākam̄ mayā saudhe’（「お前は俺と一緒に宮殿にいなさい」）という表現により A 1.4.45 が例証される。「宮殿」は〈行為主体〉であるシーターを保持する為の「基体」(ādāra) である。

続いて、

(1) ‘mādhiṣṭhā nirjanam̄ vanam̄’（「人のいない森にいてはならぬ」）

(2) ‘śayyām adhiśeva’（「寝床に横たわるのだ」）

という表現によって A 1.4.46 が例証される。当然(1)は動詞語根 *sthā* の場合、(2)は動詞語根 *sī* の場合の例に当たる。*adhi* に先行される動詞語根 *sthā* と *sī* が表示する滞在行為と睡眠行為の基体である「森」と「寝床」は A 1.4.46 により〈目的〉と呼ばれる。

そして ‘mādhivātsīr bhuvam̄’（「大地で暮らしてはならぬ」）という表現により、A 1.4.48 の規定する、動詞語根 *vas* が *adhi* に先行される場合が例証される。ここで *adhi* に先行される動詞語根 *vas* が表示する居住行為の基体である「大地」は〈目的〉と呼ばれる。

当該箇所でバッティは、A 1.4.46 が提示する項目の内、動詞語根 *as* の場合の例を示していない。また、A 1.4.47 を例証する前に A 1.4.48 の一パターンを例証しており、詩節の語順もパニニの規則順序に従っていない。

2.4.2. BhK 8.80 → A 1.4.47–48

Bhaṭṭikāvya 8.80 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.80]

abhinivikṣathās tvam̄ me
yathaivāvāhatā manah /
tavāpy adhyāvasantam̄ mām̄
mā rautsīr hṛdayam̄ tathā //

「まさにお前が遮られることなく我が心に入ったように、お前もお前の心に住もうとする俺を遮るな」

- 1.4.47 *abhinivisaś ca* // 「*abhi-ni* に先行される動詞語根 *viś*（「入る」）が表示する行為の基体である〈行為参与者〉は、〈目的〉と呼ばれる」

- A 1.4.48 *upānvadhyāñvasah* // 「*upa*, *anu*, *adhi*, āṄ に先行される動詞語根 *vas*（「住む」）が表示する行為の基体である〈行為参与者〉は〈目的〉と呼ばれる」

まず ‘abhinivikṣathās tvam̄ me yathaivāvāhatā manah’（「まさにお前が遮られることなく我が心に入ったように」）という表現により A 1.4.47 が例証される。ここで *abhi-ni* に先行される動詞語根 *viś* が表示する入り行為の基体である「心」は〈目的〉と呼ばれる。

続いて ‘adhyāvasantam̄ hṛdayam̄’（「心に住もうとする」）という表現により、A 1.4.48 の規定する、動詞語根 *vas* が *adhi* と ā に先行される場合が例証される。ここで *adhi* と ā に先行される動詞語根 *vas* が表示する居住行為の基体である「心」は〈目的〉と呼ばれる。

バッティは、A 1.4.48 が提示する *upa*, *anu*, *adhi*, ā に先行される動詞語根 *vas* の内、先の詩節において *adhi* に先行される動詞語根を、当該詩節において *adhi* と ā に先行される動詞語根を提示しているが、*upa* と *anu* に先行される場合の例は示しておらず、*Bhaṭṭikāvya* 8.79 と 8.80 において *adhi* に先行される場合の例が重複てしまっている。また、*Bhaṭṭikāvya* 8.80 で A 1.4.47 を例証する前に *Bhaṭṭikāvya* 8.79 で A 1.4.48 が例証されており、当該箇所は本稿で取り扱った詩節の中では、詩節の順序と規則の順序が一致していない唯一の箇所である。

2.5. 〈目的〉の術語規則

2.5.1. BhK 8.81 → A 1.4.49–50

Bhaṭṭikāvya 8.81 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.81]

māvamamsthā namasyantam
 akāryajñē jagatpatim /
 saṃdr̥ṣṭe mayi kākutstham
 adhanyam kāmayeta kā //

「愚かな女よ、世界の主（俺）がお辞儀しているのに見下すでない。俺を目にしたならば、一体どの女が不幸なラーマなどを愛せようか」

- A 1.4.49 kartur īpsitatamam karma // 「〈行為主体〉が行為を通じて最も得ようと望む〈行為参与者〉は〈目的〉と呼ばれる」
- A 1.4.50 tathāyuktam cānīpsitam // 「〈行為主体〉が最も得ようと望む対象が行為と結びつくのと同様の仕方で行為と結びついでいる、〈行為主体〉が得ようと望まない〈行為参与者〉あるいは中立的な〈行為参与者〉は〈目的〉と呼ばれる」

まず ‘māvamamsthā...jagatpatim’（「世界の主を見下すでない」）という表現により A 1.4.49 が例証される。シーターの軽蔑行為にとってラーヴァナは「最も得ようと望まれる対象」(īpsitama) である。

続いて ‘kākutstham adhanyam kāmayeta kā’（「一体どの女が不幸なラーマなどを愛せようか」）という表現により A 1.4.50 が例証される。伝統的には、A 1.4.50 の ‘anīpsitam’ という否定複合語によって、得ようと望まれる対象以外のもの、即ち「嫌悪対象」(dvesya) と「無関心対象」(upekṣya) が指示され、A 1.4.50 はその両者も〈目的〉と呼ばれることを規定したものと解釈される⁸³。ここで「不幸なラーマ」は女達の嫌悪対象に当たると考えられ、A 1.4.50 の伝統的な解釈に従えば、バッティは無関心対

⁸³ この点については *Tattvabodhini* が簡潔な説明を与えてくれている。TB on SK 538: īpsitād anyad anīpsitam iti paryudāso 'yam / tena yad upekṣyam yac ca dvesyam tad dvayam apīha gr̥hyata ity āśayenādyam udāharati—grāmaṇaṁ gacchāmaṇi trṇam spr̥satīti //（「望まれるもの以外のものが anīpsita であるから、これは排除否定である。それ故、無関心対象と嫌悪対象の両者もここ（A 1.4.50）で理解されることを意図して、前者の例を『彼は村に行く途中で草に触れる』と示す」）

象の例証を省略していることになる。ただし、バッティ自身が否定辞 naÑ (an-) を排除否定 (paryudāsa) ではなく対立 (virodha) の意味で理解していた可能性もあり⁸⁴、その場合、バッティはまさに A 1.4.50 が規定する嫌悪対象を例証しているのであって、無関心対象の例証を省略していることにはならない。しかし、本稿で扱う箇所に関しては、文法規則と詩節中の表現との対応関係は全て規則に対する伝統的な解釈に基づいて理解できること、及びバッティは規則が規定する全パターンを例証せず、その大部分を省略する傾向にあることを考慮するならば、前者の理解が適当であると考える。

なお、当該詩節の語順はパニニの規則順序に従っている。

2.5.2. BhK 8.82–83 → A 1.4.51–52

Bhāttikāvya 8.82–83 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.82]

yah payo dogdhi pāṣāṇam
 sa rāmād bhūtim āpnuyāt /
 rāvaṇam gamaya prītim
 bodhayantam hitāhitam //

「石から乳を搾る者でもいれば、ラーマから富を得られるだろう。有益さと無益さを教えるラーヴァナをお前は愛へと導け」⁸⁵

⁸⁴ この否定辞の構造については Joshi and Roodbergen [1975: 173] を見よ。

⁸⁵ ‘rāvaṇam gamaya prītim’ は「ラーヴァナへと愛を行かせよ」と「愛へとラーヴァナを行かせよ」の二通りの解釈が考えられるが、使役の構造を考慮すれば後者で解釈すべきである。何故なら前者で解釈する場合、元々シーターの愛がラーヴァナへと向かっていたことになってしまふからである。

パニニ文法家によれば、使役は被使役者が既に行為に従事している (pravṛttakriya) ことを前提とする。或る行為に従事している被使役者にその行為を止めさせないのが使役である。この点が命令との違いである。IOT接辞は、未だ行為に従事していないもの (apravṛttakriya) に対する促進が表示されるべき時に導入される。小川 [2010: 22, fn. 55] 参照。そのことをバルトリハリは次のように述べている。

VP 3.7.126: dravyamātrasya tu praise pṛcchyāder lod

[BhK 8.83]

prīto 'ham bhojayiṣyāmi
bhavatīm bhuvanatrayam /
kiṁ vilāpayase 'tyartham
pārśve śāyaya rāvaṇam /

「俺が満足した暁には貴方に三界を享受させてやろう。どうしてお前は酷いことを言うのか。お願ひだから傍らにラーヴアナを寝かせておくれ」

86

- A 1.4.51 akathitam ca // 「〈基点〉等の特殊として意図されていない〈行為参与者〉も〈目的〉と呼ばれる」
- A 1.4.52 gatibuddhipratyavasānārthaśabdakarmākarmakāṇam aṇi kartā sa ḥau // 「NiC

vidhiyate / sakriyasya prayogas tu yadā sa viṣayo ḥicah // (小川 [2010: 22, fn. 55]: 「しかしながら、単なる〈実体〉に対する促進が表示るべきとき、pracch（「質問する」）などの〔動詞語根〕の後に、lotが導入される。一方、行為を有するものが使役されるとき、その〔使役〕はnic接辞の対象領域である」)

ヘルーラージャ (Helāraja, 10世紀) は次のように説明する。Prakāśa on VP 3.7.126: apravṛttakriyasya dravyamātrasya apratilabdhakartṛbhāvasya kartṛtvārtha eva praiṣe dyote lot upadiṣyate / pṛcchyanuyujyāder dhātoḥ parah prat�ayah kartrādikārake vācye / pravṛttakriyasya tu virāmāśānkāyām mā virāmsid ity abhisamdhāya kartur eva svatantrasya prayojakahetuṣyāpāre niṣ vācaka upadiṣyate / 「単なる〈実体〉とは行為が未だ起っていないものであり、行為主体性を未だ獲得していないものである。それのまことに行為主体性を目的とする促進が標示されるべき時に IOT が〔導入されることが〕教示されている。〈行為主体〉等の〈行為参与者〉が表示されるべき時、pracch や anuyuj 等の動詞語根の後に [IOT 等の] 接辞が起こる。一方、行為が既に起こっているものに中止の懸念がある場合、「中止してはならない」ということを念頭において、まさに自主的なる〈行為主体〉を使役する〈原因〉に起こるハタラキを表示するものとして NiC が〔導入されることが〕教示されている」)

また、マッリナータが述べるように 'hitāhitam' という複合語は A 2.4.13 vīpratiṣiddham cānadhikaranāvāci // 「互いに矛盾する意味を表示し、実体以外のものを表示する語で構成される dvandva は、单一なものを表示するものとして扱われる」に基づく。「実体以外のものを表示する」(anadhikaranāvācin) とは即ち「属性等 (gunādi) を表示する」ということである。当該の事例で言えば、'hita' と 'ahita' はそれぞれ「有益なもの」と「無益なもの」ではなく「有益性」と「無益性」という属性を表示する。

⁸⁶ 'atyartham' は 'vilāpayase' を修飾する副詞としても解釈可能であるが、A 1.4.52 を考慮してその目的語と理解すべきである。

で終わらない、進行・知・飲食を意味する動詞語根、音声を〈目的〉とする動詞語根、そして〈目的〉を持たない動詞語根が表示する行為の〈行為主体〉は、その動詞語根が NiC で終わる場合、〈目的〉と呼ばれる」

まず 'yah payo dogdhi pāṣāṇam'（「石から乳を搾る者でもいれば」）という表現により A 1.4.51 が例証される。この規則は特定の〈行為参与者〉として意図されない項目に〈目的〉という術語を与える規則である。ここで「石」は動詞語根 duh が表示する搾乳行為に対して〈基点〉と呼ばれ得るが⁸⁷、話者が「石」を〈基点〉として意図しない場合に、「石」は A 1.4.51 によって〈目的〉と呼ばれる⁸⁸。

続いて、

- (1) 'rāvaṇam gamaya prītim'（「お前はラーヴアナを愛へと導け」）
- (2) 'bodhayantam hitāhitam'（「有益さと無益さを教える」）
- (3) 'bhojayiṣyāmi bhavatīm bhuvanatrayam'（「貴方に三界を享受させてやろう」）
- (4) 'kiṁ vilāpayase 'tyartham'（「どうしてお前は酷いことを言うのか」）
- (5) 'pārśve śāyaya rāvaṇam'（「お願ひだから傍らにラーヴアナを寝かせておくれ」）

という五つの表現により、A 1.4.52 で提示される五つの条件が全て例証されている。この規則は NiC で終わらない或る特定の動詞語根が表示する行為の〈行為主体〉が、それらの動詞語根が NiC で終わる場合に〈目的〉と呼ばれることを規定したものである⁸⁹。(1) は進行 (gati) を意味する動詞語根、(2) は知 (buddhi) を意味する動詞語根、(3) は飲食 (pratyavasāna) を意味する動詞語根、(4) は音声 (śabda) を〈目的〉

⁸⁷ 先に引用した A 1.4.24 を見よ。

⁸⁸ 一方、乳 (payas) は先の A 1.4.49 により〈目的〉と呼ばれる。なお Bhaṭṭikāvya 6.8–10 では二つの〈目的〉を持つ動詞語根 (dvikarmakadhātu) の使用例が提示され、A 1.4.51 との関連のもと、Mahābhāṣya 中に挙げられる Ślokavārttika の規定が例証されるが、この箇所については別稿で論じる予定である。

⁸⁹ なお「NiC で終わる動詞語根」は、特定の接辞で終わる項目に〈動詞語根〉(dhātu) という術語を付与する A 3.1.32 sanādyantā dhātavah（「saN 等で終わる項目は dhātu と呼ばれる」）によって 'dhātu' と呼ばれる。

とする動詞語根、(5) は〈目的〉を持たない動詞語根（自動詞）の場合の例にそれぞれ対応している。(1)(2)(5) の動詞語根 *gam* と *budh* と *śi* が NiC で終わらない場合の〈行為主体〉であるラーヴアナ、(3)(4) の動詞語根 *bhuj* と *vi* に先行される動詞語根 *lap* が NiC で終わらない場合の〈行為主体〉であるシーターは⁹⁰、それらの動詞語根が NiC で終わる場合に〈目的〉と呼ばれる。

ここで、A 1.4.52 中で項目や条件が提示される順番通りに、それを例証する詩節の各語が配列されていることは大変興味深い。当該詩節を見る限り、規則の順序だけでなく、規則中の項目や条件の提示順序をも考慮して詩節の語を配列しようとする意識がバッティにはあったと考えられる。

2.5.3. BhK 8.84 → A 1.4.53

Bhaṭṭikāvya 8.84 と例証される規則は次の通りである。

[Bhk 8.84]

ājñām kāraya rakṣobhir
mām⁹¹ priyāny upahāraya /
kaḥ śakreṇa krtaṁ necched
adhimūrdhānam añjalim //

「お前は悪魔達に命令を実行させよ。
好きなものを俺に持つてこさせろ。イ
ンドラに頭上で合掌してもらうことを
望まない人がいようか」

- A 1.4.53 hr̥kror anyatarasyām // 「NiC で終わらない動詞語根 hr̥（「取る、運ぶ」）と kr̥（「為す」）の表示する行為の〈行為主体〉は、その動詞語根が NiC で終わる場合、任意に〈目的〉と呼ばれる」

⁹⁰ vi に先行される動詞語根 *lap* が NiC で終わらない場合に想定される〈行為主体〉は「自分（＝シーター）」(ātman) である (*Sarvapathinā* on BhK 8.83)。即ち詩節中の ‘kim vilāpayase ’tyartham’ は「どうしてお前は自分をして酷いことを言わせるのか」(kim vilāpayase ’tyartham ātmānam) という構造を有しているわけである。

⁹¹ テキストは ‘mā’ となっているが、誤植であろう。‘mā’ では A 1.4.53 が規定する動詞語根 hr̥ のパターンを例証することができない。

ここで、

- (1) ‘ājñām kāraya rakṣobhiḥ’（「お前は悪魔達に命令を実行させよ」）
- (2) ‘mām priyāny upahāraya’（「俺に好きなもの持つて来させろ」）

という二つの表現により A 1.4.53 が例証される。当然(1)が動詞語根 kr̥、(2)が動詞語根 hr̥ の場合の例に当たるが、詩節の語順は A 1.4.53 の項目の提示順と逆になっている。

なお、ジャヤマンガラは詩節 a 句を ‘raksāṃsi’ と読んでおり、この読みに従えば、(1) と (2) の表現により動詞語根 kr̥ と hr̥ が使用された場合の〈使役される目的〉(prayoṣyakarman) が例証されていることになる。一方マッリナータはその箇所を ‘rakṣobhiḥ’ と読んでいる。A 1.4.53 による〈目的〉という術語の適用は任意であるから、この読みに従えばバッティは動詞語根 kr̥ の場合には〈使役される行為主体〉(prayoṣyakartṛ) を例証し、動詞語根 hr̥ の場合には〈使役される目的〉(prayoṣyakarman) を例証していることになる⁹²。どちらがバッティ本来の読みか確定しかねるが、マッリナータの読みの方が A 1.4.53 が規定する二つのパターン、即ち〈行為主体〉が〈目的〉と呼ばれる場合と呼ばれない場合の両方を例証することができるので、ここではマッリナータの読みに従う⁹³。

2.6. 〈行為主体〉と〈原因〉の術語規則

2.6.1. BhK 8.84 → A 1.4.54–55

Bhaṭṭikāvya 8.84 と例証される規則は次の通りである。

⁹² ジャヤマンガラは、〈使役される行為主体〉(prayoṣyakartṛ) は他の箇所 (kārakādhikāra 以外の場所) で例証されるからここでは例証されないとする。Jayamārigalā on Bhk 8.84: prayoṣyakartā nodāhṛto nyantāvasthāyām udāhṛtatvāt / ([「動詞語根が」] NiC で終わる状態の時に [他の箇所で] 例証されるので、[ここで] 〈使役される行為主体〉は例証されていない)

⁹³ 当然、〈目的〉と呼ばれる場合には A 2.3.2 karmani dvitīyā（「他の項目によって表示されていない〈目的〉が表示されるべき時、第二格名詞接辞が起こる」）により第二格名詞接辞が、呼ばれない場合には A 2.3.18 kartṛkarāṇayos tritīyā（「他の項目によって表示されていない〈行為主体〉か〈手段〉が表示されるべき時、第三格名詞接辞が起こる」）により第三格名詞接辞が起こる。

[Bhk 8.84]

ājñām kāraya rakṣobhir
mām priyāny upahāraya /
kah śakreṇa kṛtam necched
adhimūrdhānam añjalim //

「お前は悪魔達に命令を実行させよ。
好きなものを俺を持ってこさせろ。イ
ンドラに頭上で合掌してもらうことを
望まない人がいようか」

- A 1.4.54 svatantrah kartā // 「行為の実現に
対して主要なるものとして意図される〈行
為参与者〉は、〈行為主体〉と呼ばれる」
- A 1.4.55 tatprayojako hetus ca // 「その〈行
為主体〉を使役する〈行為参与者〉は、〈原
因〉と呼ばれる」

まず ‘ājñām kāraya rakṣobhiḥ’（「お前は悪
魔達に命令を実行させよ」）、‘mām priyāny
upahāraya’（「俺に好きなもの持つて来させろ」）
という表現により A 1.4.55 が例証される。ここ
でシーターは悪魔とラーヴァナを〈使役する行
為主体〉(prayojakakartṛ)、即ち〈原因〉である。

そして ‘kah śakreṇa kṛtam necchad adhimū-
rdhānam añjalim’（「インドラに頭上で合掌して
もらうことを望まない人がいようか」）という
表現によって A 1.4.54 が例証されている。この
表現中でインドラ (śakra) と人 (kah) はそれ
ぞれ動詞語根 kṛ と iṣ が表示する行為に対して〈行
為主体〉であり、‘śakra’ の後には A 2.3.18 に
より第三格名詞接辞が起こる。一方、人 (kah)
が〈行為主体〉であることを表示するのは動詞
語根 iṣ に後続する tiP であり、第一格名詞接
辞は、A 2.3.46 により〈名詞語基〉(prātipadika)
の意味だけ、性 (linga)だけ、量 (parimāṇa)
だけ、数 (vacana)だけが表示されるべき時に
導入される⁹⁴。

⁹⁴ A 2.3.18 kartṛkarāṇayos tṛṭīyā // 「他の項目によって表
示されていない〈行為主体〉か〈手段〉が表示されるべき時、第三格名詞接辞が起こる」

A 2.3.46 prātipadikārthalingaparimāṇavacanamātre
prathamā // 「〈名詞語基〉の意味だけ、性だけ、量だけ、数
だけが表示されるべき時、第一格名詞接辞が起こる」

A 3.4.69 laḥ karmanī ca bhāve ca akarmakebhyaḥ // 「〈目

当該詩節の語順はパニニの規則順序に従つ
ていない。

3. karmapravacanīya 術語規則

次に karmapravacanīya の術語規則が例証さ
れる Bhaṭṭikāvya 8.85–93 (karmapravacanīya-
adhikāra) を取り扱う。

パニニは支配規則 A 1.4.83 karmaprava-
canīyāḥのもとに、A 1.4.84 anur lakṣaṇe から A
1.4.98 vibhāṣā kr̥ni において karmapravacanīya
の術語規則を設けており、先に見た kāraka 術
語規則の場合と同様に、Bhaṭṭikāvya 8.85–93 でも、パニニの規則順序通りかつ物語の流れに
添う形でこれらの規則が全て例証される⁹⁵。

的〉を有する動詞語根に後に起こる1音は〈行為主体〉か
〈目的〉を表示し、〈目的〉を持たない動詞語根の後に起
くる1音は行為か〈行為主体〉を表示する」

⁹⁵ パニニ文法学における karmapravacanīya と呼ば
れる項目それ自体とその用法や性格については Bharad-
vaj [1994] を見よ。ここでは Nyāsa の簡潔な説明を挙
げるに留める。Nyāsa on A 1.4.83: karma proktavantaḥ
karmapravacanīya iti / bhūte kṛtyalyuṭo bahulam iti kar-
tary anīyar / karmaśabdaḥ kriyāvacanāḥ / ke ca karma
proktavantaḥ / ye saṃprati kriyāṁ na tv āhuḥ / tad evam
anvarthaśaṃjñākaranadvareṇa ye kriyāṁ dyotitavantaḥ na tu
saṃprati dyotayanti te karmapravacanīyasamjñā bhavantīty
uktam bhavati / yadi saṃprati na kriyāṁ dyotayanti kiṁ
tarhi dyotayanti / sambandhaviśeṣam / yathā śākalyasya
saṃhitām anu prāvaraṣad ity atra hi niśamanakriyayā
saṃhitāpravarṣanayor yaḥ sambandha upajanito hetuhetu-
madbhāvalakṣaṇāḥ tam anuśabdo dyotayati / karmaprava-
canīyasamjñāyāṁ satyām karmapravacanīyayukte dvīṭyā
iti dvīṭyā bhavati / 「行為を過去に表示したものが
karmapravacanīya である。kṛtyalyuṭo bahulam [という A
3.3.113] に基づいて、過去の意味で、〈行為主体〉を表
示する kṛt 接辞 anīyaR が起こる。karma という語は行為
(kriyā) を意味する。【問】しかし、何が行為を過去に表示
したのか。【答】今は行為を表示しないものである。従つ
てこのように、過去に行為を標示し、今は標示していな
いものが karmapravacanīya と呼ばれる項目であると、語
源的意味を有する術語を与えることを通じて述べられて
いる。【問】今、行為を標示しないのならば、その場合
何を標示するのか。【答】特定の関係を「標示する」。例
えば『シャーカルヤの朗唱のおかげで雨が降った』であ
る。実際にここで、聴聞行為によって朗唱と降雨の間に生
み出された、因果関係を特徴とする関係、それを anu と
いう語が標示する。karmapravacanīya と呼ばれる場合、
karmapravacanīyayukte dvīṭyā [という A 2.3.8] に基づい
て第二格名詞接辞が起こる」)

Cf. A 3.1.96 tavyattavyānīyarah // 「動詞語根の後に ta-
vyaT, tavya, anīyaR が起こる。これらの接辞は kṛtya と呼
ばれる」

Cf. A 3.3.113 kṛtyalyuṭo bahulam // 「kṛtya という術語で
呼ばれる接辞と kṛt 接辞 LyuT は様々な意味で起こる」

さらに当該箇所では、名詞接辞(sUP)導入を規定する A 2.3.8 karmapravacanīyayukte dvitīyā から A 2.3.11 pratinidhipratidāne ca yasmāt も karmapravacanīya 術語規則との関連で全て例証される。パニニの規則順序に従うならば、これらの規則は、名詞接辞導入規則である A 2.3.2 karmanī dvitīyā から A 2.3.73 caturthī cāsiṣy āyusyamadrabhadrakuśalasukhārthahitaiḥが例証される *Bhaṭṭikāvya* 8.94–8.130 (anabhihita-adhikāra)において例証されるべきものである。しかしそれでは二度手間になってしまないので、バッティは karmapravacanīya-adhikāra でそれらを効率よく例証し、anabhihita-adhikāra での例証を省略しているのである。

当該の *Bhaṭṭikāvya* 8.85–93 は、自分を誘惑しようとするラーヴァナをシーターが非難する場面であり、詩節とそこで例証される文法規則の対応は以下の通りである。

- BhK 8.85 → A 1.4.84–85, A 2.3.8
- BhK 8.86–87 → A 1.4.86–88, A 2.3.9–10
- BhK 8.88 → A 1.4.89–90, A 2.3.10
- BhK 8.89 → A 1.4.91–92, A 2.3.11
- BhK 8.90 → A 1.4.93–95
- BhK 8.91–92 → A 1.4.96
- BhK 8.93 → A 1.4.97–98

karmapravacanīya 術語規則の規定内容は kā-raka 術語規則のそれと比べて比較的単純なもののが多いため、ここでは冗長さを避けて詩節の表現と規則の対応関係を逐一詳説はしない。以下、規則とそれを例証する詩節の表現の対応を挙げて、詩節の表現及び内容と各規則との対応関係を明らかにする上で最低限必要な考察を加えることにしたい。

3.1. BhK 8.85 → A 1.4.84–85, A 2.3.8

Bhaṭṭikāvya 8.85 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.85]

vacanām rakṣasām patyur

anu krudhā patipriyā /
pāpānv avasitam⁹⁶ sītā
rāvaṇām prābravīd vacah //

夫を愛するシーターは悪魔達の父
(ラーヴァナ) の言葉ゆえに怒り、邪
惡なラーヴァナに言葉を放った。

- A 1.4.84 anur lakṣaṇe // 「原因が標示されるべき時、anu という語は karmapravacanīya と呼ばれる」⁹⁷

⁹⁶ テキストは ‘pāpānuvāsitam’ となっているが、ジャヤマンガラとマッリナータは ‘pāpānv avasitam’ と読んでおり、この読みは、当該表現によって例証される A 1.4.85 に対して *Kāśikāvṛtti* が挙げる例と対応する。また *Kāśikāvṛtti* が挙げる例からも分かるように、A 1.4.85 が規定する第三格名詞接辞の意味 (trīyārtha) とは saha (「～と共に」) の意味 (sahārtha) であり (PM on KV to A 1.4.85, Nyāsa on KV to A 1.4.85)、テキストの読みでは A 1.4.85 を例証することができない。従ってテキストを修正する必要がある。テキストの読みを ‘pāpānu vāsitam’ と区切り、「罪によって香り付けられた (＝邪惡な) [ラーヴァナ]」と読むことは可能であるが、その場合、karmapravacanīya である anu が標示する第三格名詞接辞の意味は A 2.3.18 が規定する〈行為主体〉か〈手段〉となり、A 1.4.85 を例証したことにはならない。

KV on A 1.4.85: nadīm anv avasitā senā / parvatam anv avasitā senā / (「軍隊が河と結びついている。軍隊が山と結びついている」)

A 2.3.18 kartrikaraṇayos trīyā // (「他の項目によって表示されていない〈行為主体〉か〈手段〉が表示されるべき時、第三格名詞接辞が起こる」)

Cf. A 2.3.19 sahayukte 'pradhāne // (「主要素でないものを表示する項目が saha (「～と共に」) の意味を持つ語と結びつく時、その項目の後に第三格名詞接辞が起こる」)

⁹⁷ A 1.4.84 と後述する A 1.4.90 では共に ‘lakṣaṇa’ という語が言及されるが、それがどちらにおいても同じ意味ならば A 1.4.84 は無意味なものとなってしまう。何故ならその場合、A 1.4.84 が無くとも A 1.4.90 によって anu は ‘lakṣaṇa’ の意味領域で karmapravacanīya と呼ばれるからである。よって A 1.4.84 と A 1.4.90 ではそれぞれ違う意味で ‘lakṣaṇa’ という語が使用されていると考えねばならない。即ち A 1.4.84 で ‘lakṣaṇa’ は原因 (hetu) の意味で、A 1.4.90 では印 (cīhna) の意味で使用されている。Cf. KV on A 1.4.84: ki-martham idam ucyate yāvatā lakṣanetthambhūtākhyāna—iti siddhivānoḥ karmapravacanīyasañjñā / hetvartham tu vacanam / hetutṛīyām bādhītvā dvitīyaiva yathā syāt / (【問】lakṣanetthambhūtākhyāna 云々 [という A 1.4.90] に基づき、anu への karmapravacanīya という術語の適用がまさに達成される時、何の為にこれ (A 1.4.84) は述べられるのか。【答】しかし、[当該の lakṣaṇa は] 原因 (hetu) を意味する語である。原因を表示する項目の後に起こる第三格名詞接辞を阻止して、第二格名詞接辞だけが起こるよう [A 1.4.84 が定式化されている]。)

Cf. A 2.3.23 hetau // 「原因を表示する項目の後に第三格名詞接辞が起こる」

- A 2.3.8 karmapravacanīyayukte dvitīyā // 「karmapravacanīya と結びつく時、第二格名詞接辞が起こる」

BhK 8.85: vacanām rakṣasām patyur anu krudhā patipriyā / (「夫を愛するシーターは悪魔達の父の言葉ゆえに怒り」)

- A 1.4.85 trtīyārthe // 「第三格名詞接辞の意味が標示されるべき時、anu という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.85: pāpānv avasitam / (「罪と結びついている」)

ここで ‘pāpānu’ という複合語について一言触れておきたい。各パニニ文法学者によれば、一般に ‘su’ と ‘ati’ を除いて karmapravacanīya と呼ばれる項目が他の項目と複合語を形成することはない⁹⁸。これに従うならば、優れた文

⁹⁸以下に、極簡素に各文献の説明を紹介する。‘pāpānu’ という複合語の問題については稿を改めて論じたい。

A 2.2.18 kugatiprādayahに対する Vārttika 1 prādiprasānge karmapravacanīyānām pratishedhahは、karmapravacanīya と呼ばれる項目の他の項目との複合語形成を禁止しているが、この禁止規定に対して Nyāsa, Padamañjari及び Tattvabodhīnīは次のように説明する。

Nyāsa on KV to A 2.2.18: na ca te 'rthāḥ samāsena gamyanta ity anabhidhānāt karmapravacanīyānām samāso na bhavati / yatra te 'rthā gamyante tatra bhavaty eva samāsah—atistutam iti // (「そしてそれらの意味 (karmapravacanīya と呼ばれる項目の意味) が複合語を通じて理解されることはないから、実際にそのような言語運用は見出されないので (anabhidhānāt)、karmapravacanīya は複合語を形成しない。それらの意味が〔複合語を通じて〕理解される場合に [karmapravacanīya は] 複合語を確かに形成する。'atistutam' というように」)

PM on KV to A 2.2.18: pratyādiviṣayaś cāyam niṣedhah / svatyo tu samāso bhavaty eva / (「そしてこれは prati 等に対する禁止である。一方 su と ati は複合語を確かに形成する」)

TB on SK 780: sa ca surājā atisakhā iti bhāṣyādiprayogāt svatibhinnānām eva karmapravacanīyānām ity arthaḥ / (「そしてそれ (複合語形成の禁止) は、'surājā' や 'atisakhā' という Bhāṣya 等の言語使用に基づいて、su と ati 以外の karmapravacanīya だけに対するものである、という意味である」)

また Vārttika 自身も A 2.2.18 に対する Vārttika 3 siddham tu kvāñsvatidurgativacanāt によって、‘su’ と ‘ati’ の他の項目との複合語形成を規定する規則を提案している。

一方、Bālamanoramā は上述の Vārttika 1 は Mahābhāṣyaにおいて否定されている (pratyākhyāta) と述べるが (BM on SK 780)、Mahābhāṣya がこの Vārttika を直接的に否

法学者であるはずのバッティがパニニ文法学に違反する言語使用をなしていることになる。これは Bhaṭṭikāvya を研究する上で看過することのできない問題であるが、この問題を詳細に検討するには別稿を要するので本稿では深入りせず、ジャヤマンガラとマッリナータの複合語解釈をごく簡潔に紹介するにとどめる。

ジャヤマンガラとマッリナータはともに、A 2.1.24 dvitīyā śritātīpatitagatātyastapraptāpannahを規則分割 (yogavibhāga) することで導出される dvitīyā supā (「第二格名詞接辞で終わる項目は、意味的繋がりのある名詞接辞で終わる項目と複合語を形成する」) という規則⁹⁹、あるいは A 2.1.4 saha supā を規則分割することで導出される sup supā (「名詞接辞で終わる項目は意味的繋がりのある名詞接辞で終わる項目と複合語を形成する」) という規則に依拠して ‘pāpānu’ という複合語を正当化している¹⁰⁰。

興味深いのは、マッリナータが ‘pāpānu’ という複合語を説明する際に、当該詩節でバッティは「自由自在に」 (svātantryāt) 複合語を作り出していると述べている点である。これは、上記の方法を使えばパニニ文法学に基づいて複合語を正当化することはできるが、マッリナータが知る限り実際の言語運用にそのような複合語は見出されない証拠であろう。

3.2. BhK 8.86–87 → A 1.4.86–88, A 2.3.9–10

Bhaṭṭikāvya 8.86–87 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.86]
na bhavān anu rāmam ced
upa śureṣu vā tataḥ /
apavāhya cchalād vīrau
kimarthaṁ mām ihāharah //

定している箇所を筆者は今の所発見できていない。なお、パニニ文法学における各種複合語を詳説した論文として Joshi and Roodbergen[1973a] があるが、同論文中では karmapravacanīya と呼ばれる項目の複合語形成については触れられていない。

⁹⁹ この規則分割について詳細は川村 [2011a: 181, fn. 71] を見よ。

¹⁰⁰ この規則分割については Joshi and Roodbergen[1969: 67–85] 及び小川 [1984: 84–85] を見よ。

「貴様がラーマに劣らないのなら、あるいは勇者達より優れているのなら、何の為に罠を仕掛けた二人の勇者（ラーマとラクシュマナ）をおびき寄せ、私をここへ連れ去ったのか」

[BhK 8.87]

upa śūram na te vṛttam
katham rātrimcarādhama /
yat sampraty apa lokebhya
laṅkāyām vasatir bhayāt //

「下劣な悪魔（夜に徘徊する者）よ、お前の振る舞いが勇者に劣らないことがあろうか。何故なら、今、[お前は] 恐怖から世間を避けてランカーに住んでいるのだから」

- A 1.4.86 hīne // 「劣性が標示されるべき時、anu という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.86: na bhavān anu rāmām ced / (「貴様がラーマに劣らないのなら」)

- A 1.4.87 upo 'dhike ca // 「優性か劣性が標示されるべき時、upa という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

- A 2.3.9 yasmād adhikam yasya ceśvarava-canam tatra saptamī // 「X より或るもののが優れている場合、また X に関して所有関係が述べられる場合、X を表示する項目が karmapravacanīya と結びつくならば、その項目の後に第七格名詞接辞が起こる」

BhK 8.86: ced upa śureṣu / (「勇者達より優れているなら」) → 優性 (adhika)

BhK 8.87: upa śūram na te vṛttam katham / (「お前の振る舞いが勇者に劣らないことがあろうか」) → 劣性 (hīna)

- A 1.4.88 apaparī varjane // 「除外が標示されるべき時、apa と pari という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

- A 2.3.10 pañcamy apāñparibhiḥ // 「karma-pravacanīya と呼ばれる apa, āṄ, pari と結びつく時、第五格名詞接辞が起こる」

BhK 8.87: apa lokebhyaḥ / (「世間を避けた」)

3.3. BhK 8.88 → A 1.4.89–90, A 2.3.10

Bhāṭṭikāvya 8.88 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.88]

ā rāmadarśanāt pāpa
vidyotasva striyah prati /
sadvṛttān anu durvṛttah
pari strīm¹⁰¹ jātamanmathah //

「邪悪な者よ、お前はラーマを目にするまで、正しい振る舞いを為す人々に悪しき振る舞いを為し、女という女に愛欲を抱き、せいぜい女達目掛けて煌めくがよい」

- A 1.4.89 āṅ maryādāvacane // 「排除的限界か内包的限界 (abhidhī) を意味する時、āṄ という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.88: ā rāmadarśanāt / (「ラーマを目にするまで」) → 排除的限界 (maryādā)¹⁰²

¹⁰¹テキストは ‘parastrīm’ となっているが、マッリナータとバラタマッリカの読み、当該箇所は A 1.4.90 を例証すること、及びジャヤマンガラの注釈を考慮して ‘pari strīm’ に修正すべきである。テキストの読みでは A 1.4.90 が規定する普及 (vīpsā) のパターンを例証することができず、そもそも ‘parastrīm’ という対格は文法上不自然である。バラタマッリカはジャヤマンガラが当該箇所を ‘pari strīm’ と読んでいることに言及している。Mugdhabodhinī on BhK 8.88: vīpsāyām pariśabdasya karmapravacanīyatvam iti jayamaṅgalā na yuktā / vīpsāyām dvitvām lokataḥ siddham iti ṭīkāyām uktatvāt / (『普及の意味領域で pari という語は karmapravacanīya と呼ばれる』という Jayamaṅgalā [の説明] は適切でない。『普及の意味領域では反復表現が起こることが世間では確立されている』ということが注釈文献中に述べられているから)

¹⁰²例えば「パータリップトラまで雨が降った」(ā pāṭaliputraṁ vṛsto devah) という文において、パータリップトラが降雨の範囲に含まれる場合が内包的限界 (abhidhī) であり、含まれない場合が排除的限界 (maryādā) である。ラーヴアナが自由にできるのはラーマを目にするま

- A 1.4.90 lakṣanetthaṁbhūtākhyānabhāgavī-
psāsu pratiparyanavah // 「印・或る様相を呈
した者の説明・分け前・普及という意味領
域で、prati, pari, anu は karmapravacanīya
と呼ばれる」

BhK 8.88: vidyotasva striyah prati / 「女達
目掛けて煌めくがよい」 → 印 (lakṣaṇa)

BhK 8.88: sadvṛttān anu durvṛttah / 「正し
い振る舞いを為す人々に悪しき振る舞い
をなし」 → 或る様相を呈した者の説明
(itthaṁbhūtākhyāna)

BhK 8.88: pari strīḥ jātamanmathah / 「女
という女に愛欲を抱き」 → 普及 (vīpsā)

ここでは A 1.4.89 と A 1.4.90 で規定される三
つのパターンが例証されているが、その中で構
造が複雑な「せいぜい女達目掛けて煌めくがよ
い」(vidyotasva striyah prati) という表現につ
いて若干の考察を加えたい。この表現は A 1.4.90
の一パターンを例証しようとしたものであり、
Kāśikāvr̥itti や *Siddhāntakaumudī* が例として挙げ
る「樹を目掛けて雷鳴が煌めく」(vr̥kṣam̄ prati
vidyotate vidyut) とその構造は同じである。この
例を *Nyāsa* は次のように説明する。

ここで樹は示唆者であり、煌めいて
いる雷光は示唆対象である。実にそれ
(雷光) は樹に到達してから煌めく
から、ここで両者の間にある、到達行
為に基づく示唆関係が prati という語
によって標示される¹⁰³。

一般に karmapravacanīya は何らかの行為を
前提とした特定の関係 (saṁbandhaviśeṣa) を標
示する¹⁰⁴。ここで標示される関係は到達行為

であり、ラーマがラーヴィアナの前に現れれば彼の自由
は無くなるので、当該詩節は排除的限界の例である。なお
'rāmadarśana' に後続する第五格名詞接辞は先ほど引
用した A 2.3.10 に基づく。

¹⁰³ *Nyāsa* on KV to A 1.4.90: atra vr̥ko lakṣanam / vi
dyotamānā vidyul lakṣyā / sā hi vr̥kṣam̄ prāpya vidyotate
iti tayoh prāptikriyājanito 'tra lakṣyalakṣaṇabhāvah samb
andhah pratiśabdena dyotaye //

¹⁰⁴ 注 95 及び小川 [2000: 576–577, fn. 56] を見よ。

に基づく示唆関係 (lakṣyalakṣaṇabhāva) であ
り、樹が雷鳴の存在を示唆するもの (laṣaṇa)、
雷鳴が示唆されるもの (lakṣya) である。なお
*Padamañjarī*によれば、雷光が「樹に到達してから煌めく」(vr̥kṣam̄ prāpya vidyotate) とは雷光が
「樹の場所で煌めく」(vr̥kṣe pradeśe vidyotate)
ことを意味する (PM on KV to 1.4.90)。

Bālamanoramā はこの示唆関係の構造を詳
しく説明している。

樹によって示唆されている雷光が煌
めくという意味である。雷光は生じ
て [すぐに] 滅する。それ (雷光) に
よって生み出された樹の輝きもまさ
に生じて [すぐに] 滅する。そしてそ
のようない場合、樹が照らされた後に雷
光は存在せず、知覚できないから、そ
れ (雷光) は推理されるべきである。
そしてそれ故、照らされた樹に基づい
て雷光 [の存在] が知られるから、樹
は示唆者である¹⁰⁵。

これらの説明を当該の「女達目掛けて煌め
く」という表現に当てはめれば、女達が示唆す
るもの (laṣaṇa)、ラーヴィアナが示唆されるもの
(lakṣya) であり、ラーヴィアナは女達のもとに到
達して煌めく¹⁰⁶。そして煌めいたラーヴィアナ
の存在を女達が知らしめる。以上がこの表現
の意味構造となる¹⁰⁷。

3.4. BhK 8.89 → A 1.4.91–92, A 2.3.11

Bhaṭṭikāvya 8.89 と例証される規則は次の通
りである。

¹⁰⁵ BM on SK 552: vr̥kṣeṇa lakṣyamānā vidyud vidyotata
ity arthaḥ / utpannavināṣṭā vidyut / tadutpādito vr̥kṣapratikāśo
'pi utpannavināṣṭā eva / tathā ca vr̥kṣapratikāśottaram vidyuto
'sattvena pratyakṣābhāvād anumeyā sā / tataś ca pratikāśitena
vr̥kṣeṇa vidyujjñānād vr̥ko lakṣanam /

¹⁰⁶ この場合の「煌めく」とは、ラーヴィアナが女達と「戯
れたり情交したりすること」を指すと考えられる。

¹⁰⁷ マッリナータは当該箇所を「せいぜい富を目掛けて
煌めくがよい」(vidyotasva śriyam̄ prati) と読んでおり、
その場合、ラーヴィアナが富のもとに到達して煌めき (豪
遊するという意味か)、そのラーヴィアナの存在を富という
ものが知らしめるという構造になる。どちらの読みも同
程度に可なので、より古いと考えられるジャヤマンガラ
の読みに従う。

[BhK 8.89]

abhi dyotisyate rāmo
bhavantam acirād iha /
udgūrṇabāṇah samgrāme
yo nārāyaṇataḥ prati //

「間もなくここで、貴様を目掛けてラーマが煌めくだろう。戦闘の際に矢を掲げた彼はナーラーヤナの代わりを努める」

- A 1.4.91 abhir abhāge // 「A 1.4.90 で規定された、分け前以外の意味領域で、abhi は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.89: abhi dyotisyate rāmo bhavantam /
(「貴様を目掛けてラーマが煌めくだろう」)
→ 印 (lakṣaṇa) ¹⁰⁸

- A 1.4.92 pratiḥ pratinidhipratidānayoh // 「代理あるいは交換という意味領域で、prati は karmapravacanīya と呼ばれる」
- A 2.3.11 pratinidhipratidāne ca yasmāt // 「X の代理あるいは X との交換という意味領域で、X を表示する項目が karmapravacanīya と結びつく時、その項目の後に第五格名詞接辞が起こる」

BhK 8.89: nārāyaṇataḥ prati / (「ナーラーヤナの代わりを努める」) → 代理 (pratinidhi)

3.5. BhK 8.90 → A 1.4.93–95

Bhaṭṭikāvya 8.90 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.90]

kuto 'dhi yāsyasi krūra
nihatas tena patribhiḥ /
na sūktam bhavatātyugram
ati rāmam madoddhata //

¹⁰⁸ この表現の意味構造は先の場合と同様である。この場合の「煌めく」は「闇うこと、倒すこと」等の意味で理解することができる。

「残酷な者よ、彼(ラーマ)に矢で打たれる時、お前はどんな風に逃げ出すのだろうか。自惚れた高慢者よ、貴様は荒々しくラーマを非難し、彼のこと正しく語らなかつた」¹⁰⁹

- A 1.4.93 adhiparī anarthakau // 「意味を持たない時、adhi と pari という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.90: kuto 'dhi yāsyasi / (「お前はどんな風に逃げ出すだろうか」)¹¹⁰

- A 1.4.94 suḥ pūjāyām // 「賞賛の意味領域

¹⁰⁹ 'sūktam' という表現は 'su' と 'uktam' の複合語である場合とそうでない場合のどちらも考えられるが、ジャヤマンガラは複合語であることを前提とする A 6.2.49 gatir anantaraḥ を引用してアクセントの問題を論じているから、それを複合語であると考えている。従って、「sūktam」という表現は 'pāpānu' という表現に加えて karmapravacanīya が複合語を形成している一例と見なし得るが、先ほど述べたようにペニニ文法学においては、一般に 'su' の複合語形成は容認されている。

A 6.2.49 gatir anantaraḥ // (「目的」を表示する krt 接辞 Kta で終わる語が複合語の後続要素である時、複合語の先行要素であり、他要素の介在のない gati と呼ばれる項目は、本来のアクセントを保持する」)

当該の 'su' は karmapravacanīya であり、gati と呼ばれる項目ではないので、A 6.2.49 は適用されない。

¹¹⁰ 当該の例において adhi が「意味を持たない」とは、adhi が動詞語根 yā の表示する意味に加えて何かを表示することはないということである (Jayamarigalā on BhK 8.90, Sarvapathinā on BhK 8.90)。ペニニがそのようなものにも karmapravacanīya という術語を与えるのは、gati や upasarga といった他の術語の適用を阻止するためである。即ち、もし A 1.4.93 がなければ、adhi や pari は A 1.4.60 により gati と呼ばれ、常に A 8.1.70 や A 8.1.71 が適用されることになってしまう。このような事態を防ぐためにペニニは、何の意味も持たない adhi や pari に karmapravacanīya という術語を与える A 1.4.93 を用意しているのである。

A 1.4.59 upasargāḥ kriyāyoge // (「行為と結びつく時、pra 群の項目 (pra, parā, apa, sam, anu, ava, nis, nir, dus, dur, vī, āN, ni, adhi, api, ati, su, ud, abhi, prati, pari, upa) は upasarga と呼ばれる」)

A 1.4.60 gatiś ca // (「その pra 群の項目は gati とも呼ばれる」)

A 8.1.70 gatir gatau // (「gati と呼ばれる項目が後続する時、gati と呼ばれる項目は anudāttā アクセントをとる」)

A 8.1.71 tiṇī codāttavati // (「udāttā アクセントを有する、tiṇī で終わる項目が後続する時、gati と呼ばれる項目は anudāttā アクセントをとる」)

Cf. KV on A 1.4.93: gatyupasargasāñjñābādhānārthā karmapravacanīyasāñjñā vidhīyate / (「gati や upasarga といった術語の適用を阻止する為に、karmapravacanīya という術語が規定されている」)

で、su という語は karmapravacanīya と呼ばれる」

BhK 8.90: na sūktam bhavatā / 「貴様は正しく語らなかった」

- A 1.4.95 atir atikramāṇe ca // 「過剰か賞賛の意味領域で、ati という語は karmpraava-canīya と呼ばれる」

BhK 8.90: ati rāmam / 「ラーマを非難し」
→ 過剰 (atikramāṇa)

3.6. BhK 8.91–92 → A 1.4.96

Bhaṭṭikāvya 8.91–92 と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.91]

pariśeṣam na nāmāpi
sthāpayiṣyati te vibhuḥ /
api sthāṇum jayed rāmo
bhavato grahaṇam kiyat //

「支配者であるラーマはお前の体どころかその名すら残さないだろう。彼は不動者（シヴァ）にも勝利することができる。貴様の捕縛など如何ほどのものか」

[BhK 8.92]

api stuhy api sedhāsmāṁs
tathyam uktam narāśana /
api siñceḥ krśānau tvam
darpaṁ mayy api yo 'bhikah //

「人を食らう者よ、思うがままに我らを賞賛したり非難したりするがよい。[私は] 真実を告げたのだ。お前は私にまで欲望を抱いた。[神聖なる] 火に慢心（精液）を注ぐとは何と汚らわしい奴」¹¹¹

¹¹¹ cd 句の理解がやや難しいが、マッリナータの説明によれば、「神聖なるシーターにまで欲望を抱く事」は「神聖なる火に慢心（精液）を注ぐこと」と同様、想像も及ばぬ程に汚らわしい行為であるという内容が含意されて

- A 1.4.96 apiḥ padārtha-sambhāvanānvavasaragarhāsamuccayeṣu // 「使用されていない他の語の意味・可能性・自由放任・非難・並列が標示されるべき時、api は karmapravacanīya と呼ばれる」¹¹²

BhK 8.91: pariśeṣam na nāmāpi sthapayisyati te / 「お前の体どころかその名すら残さないだろう」 → 使用されていない他の語の意味 (padārtha)¹¹³

BhK 8.91: api sthāṇum jayed / 「彼は不動者にも勝利することができる」 → 可能性 (sambhāvana)

BhK 8.92: api stuhy api sedha / 「思うがままに賞賛したり非難したりするがよい」
→ 自由放任 (anvavasarga)

BhK 8.92: api siñceḥ krśānau tvam darpaṁ /

いる。なお、マッリナータとバラタマッリカは「慢心」(darpa) を「精液」(vīrya, retas) と解釈する。マッリナータはただ言い換えるのみであるが、バラタマッリカは、精液というものは慢心を生み出すから、「darpa」という語によってその原因である精液のことが述べられていると説明する (Mugdhabodhinī on BhK 8.92: atra darpaśabdena darpajanakatvād reta ucyate)。確かに「慢心を火に注ぐ」という表現は、慢心を意味する ‘darpa’ という語によって精液のことが含意されていると考えなければ理解し難いので、「精液」を括弧で補って訳出した。

¹¹² KV on A 1.4.96: padāntarasyāprayujyamānasayārthaḥ padārthaḥ—sarpiṣo 'pi syāt / madhuno 'pi syāt / mātrā binduḥ stokam ity asyārthe apiśabdaḥ vartate / sambhāvanam adhikārthavacanena śakter apratighātāviṣkaraṇam—api siñcen mūlakasahasram / api stuyād rājānam / anvavasargah kāmacārbhyanujñānam—api siñca / api stuhi / garhā nindā—dhig jālmaṇi devadattam api siñcet palāṇḍum / api stuyād vrśalam / samuccaye—api siñca api stuhi / siñca ca stuhi ca / 「使用されていない他の語の意味が padārtha である。【例】サルピスの滴があつてほしい。蜜の滴があつてほしい。量 (mātrā)、滴 (bindu)、僅かな (stoka) というこれ (サルピス) と関係する意味を標示するために api という語が起こる。sambhāvana とは、誇張表現を通じて、能力が阻害されないことを明らかにすることである。【例】彼は千の大根に散水することができるだろう。彼は王を賞賛することができるだろう。anvavasarga とは自由意志の承認である。【例】思うがままに散水してください。思うがままに賞賛してください。garhā とは非難である。【例】玉ねぎに水を与えるとは、性急なデーヴァダッタの何と愚かなことよ。彼は愚かにもシュードラを賞賛する。並列の例—散水せよ、讚えよ (api siñca api stuhi=siñca ca stuhi ca)」)

¹¹³ ここで api は實際には使用されてない「体」(deha, kāya) という語の意味を標示する。

（「[神聖なる] 火に慢心を注ぐとは何と汚らわしい奴」）→ 非難（garhā）

ジャヤマンガラとマッリナータは両者とも、‘api stuhy api sedha’、という表現におけるapiを自由放任（anvavasarga）を標示するものとして解釈しているが、バラタマッリカは並列（samuccaya）を標示するものである可能性を提示している¹¹⁴。確かに、*Kāśikāvṛtti* や *Siddhāntakaumudi* が挙げる並列の場合の例文と当該箇所の構造は一致し¹¹⁵、並列を標示するものとしてapiを解釈した場合でも詩節に不都合はない。バッティが一つの表現を用いて二つのパターンを例証する場合があるかどうかについては、他の箇所との比較検討が必要であるが、もしバッティが‘api stuhy api sedha’、という一つの表現でA 1.4.96が規定する内の自由放任と並列という二パターンの例証を意図しているとするならば、A 1.4.96が規定する全パターンが見事に例証されていることになる¹¹⁶。

3.7. BhK 8.93 → A 1.4.97–98

Bhāttikāvya 8.93と例証される規則は次の通りである。

[BhK 8.93]

adhi rāme parākrāntam

adhi kartā sa te kṣayam /

¹¹⁴ *Mugdhabodhinī* on BhK 8.92: atrāpiśabdah samuccaye 'nujñāyām vā / (「ここでapiという語は、並列か〔自由意志の〕承認を標示する」)

¹¹⁵ *Siddhāntakaumudi* が挙げる例は *Kāśikāvṛtti* のものと同じ「散水せよ、讚えよ」(api siñca api stuhi) である (SK 557)。

¹¹⁶ ところで、Narang[1969: 89] 及び M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xxxi] には *Bhāttikāvya* の「主題の部」中で例証が省略されている文法規則が挙げられており、バッティがそれらの規則の例証を省略した理由を Narang[1969: 88] は、詩作品としての精神を損なわないようにするためと推測している。そしてその文法規則の中に A 1.4.96 apih padārthaśambhāvanāvavasargagarhāsamuccayeuも含まれているが、上に見たように、*Bhāttikāvya* 91–92においてバッティが四つのapiを使い、A 1.4.96が規定する内の少なくとも三パターンを例証しているのは明らかであり、両氏が原典を精読できているかどうかを疑わざるを得ない。おそらく M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xxxi] の記述は Narang[1969: 89] の記述を無批判に受け入れたものと考えられる。

ity uktvā maithilī tūṣṇīm
āsāṁcakre daśānanam //

「ラーマは勇気ある振る舞いを備えている。彼はお前を滅ぼすだろう」以上のように十顔者（ラーヴァナ）に告げ、ミティラーの王女は静かに座った。

- A 1.4.97 adhir īsvare //「所有関係(svasvāmi-saṁbandha)が標示されるべき時、adhiはkarmapravacanīyaと呼ばれる」

BhK 8.93: adhi rāme parākrāntam /（「ラーマは勇気ある振る舞いを備えている」）

- A 1.4.98 vibhāṣā kṛñi //「所有関係が標示されるべき時、動詞語根 kṛñi（「なす」）が後続するadhiは任意にkarmapravacanīyaと呼ばれる」

BhK 8.93: adhi kartā sa te kṣayam /（「彼はお前を滅ぼすだろう」）¹¹⁷

4. まとめ

韻律を駆使し、修辞を凝らし、その他様々な美術的要素を織り交ぜてカーヴィアとしての体裁を整え、かつ文法規則を物語の流れに沿って順番に例証していくという作業が相当に困難なものであることは想像に難くない。2.4で見たように例が重複している場合も確認される。しかし、やや不自然に感じる表現はあるものの、*Bhāttikāvya* 8.70–93において作者バッティは kāraka 術語規則と karmapravacanīya 術語規則及びそれらに関連する名詞接辞導入規則を見事に全て例証している。詩節中の表現やその内容も各規則の規定と照らし合わせて何ら矛盾は無く、不調和をきたしている箇所は無い。そして考察の結果、規則を例証する際のバッティの姿勢として以下のことが明らかとなった。

1. バッティは、物語の流れに沿って文法規則を詩節毎に順番通り例証しているだけでな

¹¹⁷ A 1.4.98が規定する、adhiへのkarmapravacanīyaという術語の適用は任意であるが、もし適用される場合その術語はgatiやupasargaといった術語の適用を阻止し、A 8.1.71の適用を防ぐ。注110を見よ。

く¹¹⁸、その詩節の語もパニニの規則順序を考慮して配列している。kāraka 術語規則を例証する箇所では、詩節の語順と規則順序が一致しない場合も若干見受けられるが、概ね一致しており、karmapravacanīya 術語規則を例証する箇所では、詩節の語順と規則順序は完璧に一致している。

2. バッティは、規則中の項目や条件の提示順までをも考慮して詩節の語を配列している可能性が高い。本稿で考察した箇所では、規則中の項目や条件の提示順と詩節の語順は一致している場合とそうでない場合があるが、A 1.4.52 が規定する五つの条件がすべて順番通りに例証される *Bhāṭṭikāvya* 8.82–83 を見る限り、バッティにはその意識があったと考えるのが妥当である。何故なら A 1.4.52 を例証する際に偶然そのような語順になったとは考えにくいからである¹¹⁹。
3. 或る規則中で複数の項目か複数の条件が提示される場合、あるいは A 1.4.90 のように複数の項目と複数の条件が同時に提示される場合、バッティがその全ての組み合わせを例証するのは稀である¹²⁰。本稿で扱った規則の中で複数の項目や条件が提示される規則は 20 あるが、その内、規則中の項目や条件が全て例証されているのは A 1.4.25, A 1.4.52, A 1.4.87 の三つだけである¹²¹。

¹¹⁸ ただし、2.4. で見たように、*Bhāṭṭikāvya* 8.79–80においては詩節順序と規則順序が一致していない。

¹¹⁹ 本稿では扱っていないが、A 2.3.69 na lokāvayayaniṣṭhākhalarthaṭnām が例証される *Bhāṭṭikāvya* 8.126–128 でも、その語順は A 2.3.69 が規定する七つの条件の提示順序と一致しており、上述したバッティの例証に対する姿勢を裏付ける確固たる証拠である。

なお、支配規則 A 2.3.1 anabhihitē（「X が他の項目によって表示されていない時」）の下に与えられる名詞接辞導入規則 A 2.3.2 karmani dvitīyā から A 2.3.73 caturthī cāśisy āyuṣyamadrabhadrakuśalasukhārthahitaiḥ が例証される *Bhāṭṭikāvya* 8.94–130 については別の機会に論ずる予定である。

¹²⁰ この点は、*Bhāṭṭikāvya* の特徴として既に Narang[1969: 92–95] や M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xxxii] が指摘している。

¹²¹ A 1.4.25 (全て例証)

考察の結果 1 と 2 を見てまず我々の頭に浮かぶのは、バーマハ、ダンディン、ヴァーマナという比較的バッティと年代が近いと考えられる詩論家達が揃って文学上の欠陥として挙げる〈順序の乱れたもの〉(apakrama) と、ダンディンが修辞として挙げる〈順番対応〉(yathāsamākhya) という考え方である。前者は、或る複数の表現とそれに関係する表現が対応する順番通りに配置されていない場合に見出される文学上の欠陥である¹²²。後者は、これとは逆に、或る複数の表現とそれに関係する表現を対応する順番通りに配置する修辞であり¹²³、バッティ以前に

- A 1.4.34 (動詞語根 *sthā* の例を欠く)
- A 1.4.37 (動詞語根 *druh* と *īṛṣy* の意味を持つ動詞語根の例を欠く)
- A 1.4.38 (動詞語根 *druh* の例を欠く)
- A 1.4.39 (動詞語根 *rādh* の例を欠く)
- A 1.4.40 (*āN* に先行される例を欠く)
- A 1.4.41 (*prati* に先行される例を欠く)
- A 1.4.46 (動詞語根 *as* の例を欠く)
- A 1.4.48 (*upa* と *anu* に先行される例を欠く)
- A 1.4.50 (無関心対象の例を欠く)
- A 1.4.52 (全て例証)
- A 1.4.87 (全て例証)
- A 1.4.88 (*pari* の例を欠く)
- A 1.4.89 (「内包的限界」の例を欠く)
- A 1.4.90 (「分け前」及び各組み合わせの例を欠く)
- A 1.4.91 (「或る様相を呈した者の説明」と「普及」の例を欠く)
- A 1.4.92 (「交換」の例を欠く)
- A 1.4.93 (*pari* の例を欠く)
- A 1.4.95 (「賞賛」の例を欠く)
- A 1.4.96 (全て例証あるいは「並列」の例を欠く)。

¹²² KA 4.20: *yathopadeśam kramāśo nirdeśo 'tra kram mataḥ / tadapetam vīparyāśād ity ākhyātām apakramam //* (「ここで、〔最初に事柄を〕述べる通りに、〔対応する次の事柄を〕順番に提示することが順序であると考えられている。反転によりそれ（順序）を欠くものが〈順序の乱れたもの〉と呼ばれる」)

KĀ 3.144: *uddesānugupo 'rthānām anūddeśo na cet kṛtaḥ / apakramābhidhānam tam doṣam ācakṣate budhāḥ //* (「〔最初の〕事柄の言及に相応しい形で、それに合わせて〔対応する次の事柄が〕述べられないならば、〈順序の乱れたもの〉と呼ばれる欠陥であると賢者達は言う」)

KAS 2.2.22: *kramahīnārtham apakramam //* (「順序を欠く意味を持つものが〈順序の乱れたもの〉である」) KASV on KAS 2.2.22: *uddesinām anūddesinām* (テキストの ‘anūddesinām’ は誤植) ca saṃbandhāḥ kramāḥ / tena hīno 'rtho yasmiṇ tad apakramam / yathā / kīrtipratāpau bhavataḥ sūryacandramasoh samau // (「〔最初に〕述べられるものと〔次に〕それに合わせて述べられるものの関係が順序である。それ（順序）を欠く意味を持つものが〈順序の乱れたもの〉である。例えば『貴方様の名聲と威儀は太陽と月に等しい』のように」)

¹²³ KĀ 2.273: *uddiṣṭānām padārthānām anūddeśo yathā-*

活躍したと考えられるカーリダーサ (Kālidāsa, 4世紀から5世紀) の作品にもその用例は見られる¹²⁴。またこの〈順番対応〉という原則は、文法規則を解釈する一技法としてパニニにも利用されている¹²⁵。

各詩論家の定義及び彼らが挙げる例を見る限り、この欠陥と修辞は、決して文法規則とそれを例証する詩節中の表現との順番対応に関わるものではないが、文法学者であると同時に詩人でもあったバッティが、この欠陥と修辞を知らないはずはない。仮に、彼の時代に〈順序の乱れたもの〉と〈順番対応〉がまだ欠陥と修辞として詩論書等に明確に定義されていなかったとしても、バッティと年代の近い三人もの詩論家達が前者を欠陥として定義し、後者はダンディンが修辞として定義するに加えてパニニもその考え方を持っていたという事実から、この二つの考え方は汎インド的なものであり、彼の時代にもその考え方が存在していたことは疑い得ない。文法規則及びその項目や条件の提示順と、それを例証する詩節及び語の順序を対応させているところに、カーヴィア詩人としてのバッティの美意識が表れていると言えるだろう。

また、文法規則を順番に例証するという重荷を背負いながらも、物語は常に軽快でスムーズ

kramam / yathāsamkhyam iti proktam samkhyānam krama
ity api // ([最初に] 述べられた事柄の順序に従い、それに合わせて [対応する次の事柄を] 述べることが〈順番対応〉と言われ、〈数え上げ〉や〈順序〉とも言われる)

¹²⁴KS 1.17: yajñāṅgayonitvam aveksya yasya sāram dharitṛdharaṇakṣamam ca / prajāpatih kalpitayajñabhāgam śailādhipatyam svayam anvatiṣṭhat // ([創造主は彼 (ヒマーラヤ) が祭具の源泉たること、及び彼の力が大地を支え得ることを認め、祭式の分け前が用意される、山々の王位を自ら [彼に] 与えた])

カーリダーサにその意識があつたかどうかは別にして、少なくともナーラーヤナパンディタ (Nārāyanapāṇḍita, 17世紀中頃) によれば、「祭具の源泉であること」(yajñāṅgayonitva) と「大地を支え得る力」(sāram dharitṛdharaṇakṣamam) が、文脈上「祭式の分け前が用意される〔王位〕」(kalpitayajñabhāga) と「山々の王位」(śailādhipatyam) にそれぞれ対応し、〈順番対応〉が成立する (Vivaraṇa on KS 1.17)。なお、彼は ‘kalpitayajñabhāgam’ を ‘kalpitayajñabhāgah’ ([創造主は] 祭式の分け前を用意して) と讀んでいたが、当該の問題にとって重要ではない。

¹²⁵A 1.3.10 yathāsaṅkhyam anudeśah samānām // 「同じ数で指示されるものと関係する、それに合わせて指示されるものは、順番通りに起こる」

に進んでいくことは、*Bhaṭṭikāvya* の特徴として先行研究によって指摘されているところであるが¹²⁶、そのことは考察の結果3に表れている。或る規則中で複数の項目や複数の条件が提示される場合、その全ての組み合わせを例証しようとすれば、各詩節は必然的に冗長で不自然なものとなってしまうだろう。

バッティは、規則及びその項目や条件の提示順と詩節及び語の順序を対応させながら文法規則を巧みに例証すると同時に、規則例証の冗長さを避けて物語を自然に流れさせ、類い稀なカーヴィアを作り上げているのである。

略号及び参考文献

(1) 一次文献

A *Aṣṭādhyāyī* (Pāṇini). See KV.

BhK (1) *Bhaṭṭikāvya* (Bhaṭṭi): Vināyak Nārāyaṇ Shāstrī Joshi and Wāsudev Laxmaṇa Shāstrī Paṇśikar eds. *The Bhaṭṭikāvya of Bhaṭṭi with the Commentary (Jayamangalā) of Jayamangala*. Seventh Edition, Bombay: Pāndurang Jāwajī, 1928.

(2) Kamalāśāṅkara Prāṇaśāṅkara Trivedī ed. *The Bhaṭṭi-Kāvya or Rāvanavadha Composed by Śrī Bhaṭṭi*. Edited with the Commentary of Mallinātha and with Critical and Explanatory Notes. 2 vols. Bombay Sanskrit Series 56–57. Bombay: Government Central Book Depot, 1898.

(3) *Bhaṭṭikāvya; A Poem on the Actions of Rama. With the Commentaries of Jayamangala and Bharatamallika*. Published for the Use of the Sanskrit College. Under the Authority of the Committee of Public Instruction. 2 vols. Calcutta: Education Press, 1828.

BM *Bālamanoramā* (Vāsudevadīksita). Giridhara Śarmā and Parameśvarānanda Śarmā eds. Śrimadbhaṭṭojidīksitaviracitā vaiyākaraṇasiddhāntakaumudī śrimadvāsudevadīksitapraṇītayā bālamanoramākhyavyākhyayā śrimajjñānendrasarasvatīviracitayā tattvabodhinyākhyavyākhyayā ca sanāthitā. 4 vols. Varanasi: Motilal Banarsi Dass, 1961.

¹²⁶Kale[1897: vii], M. A. Karandikar and S. Karandikar[1982: xxi, xxii] 及び Lienhard[1984: 182] を見よ。

- DhĀ** *Dhvanyāloka* (Ānandavardhana): K. Krishnamoorthy ed. *Dhvanyāloka of Ānandavardhana. Critically Edited with Introduction, Translation & Notes by K. Krishnamoorthy, with a Foreword by K. R. Srinivasa Iyengar*. Delhi: Motilal Banarsi das, 1974. Second Edition, 1982.
- DhP** *Dhātupāṭha*: Sumitra Mangesh Katre ed. *Pāṇini Studies I. Building Centenary and Silver Jubilee Series 52*. Poona: Deccan College, 1967.
- Jayamaṅgalā** *Jayamaṅgalā* (Jayamaṅgala). See BhK (1).
- KA** (1) *Kāvyālamkāra* (Bhāmaha): Kamalāśaṅkara Prāṇaśaṅkara Trivedī ed. *The Pratāparudrayaśobhūṣaṇa of Vidyānātha with the Commentary, Ratnāpana, of Kumārasvāmin, Son of Mallinātha, and with a Critical Notice of Manuscripts, Introduction, Critical and Explanatory Notes and an Appendix Containing the Kāvyālamkāra of Bhāmaha*. Bombay: Government Central Press, 1909.
- (2) P. V. Naganatha Sastry ed. *Kāvyālamkāra of Bhāmaha. Edited with English Translation and Notes*. Tanjore: Wallace Prining House, 1927. Second Edition, Delhi: Motilal Banarsi das, 1970.
- KĀ** *Kāvyādarśa* (Daṇḍin): O. Böhlingk ed. *Daṇḍin's Poetik (Kāvijādarśa)*. Sanskrit und Deutsch. Leipzig: Verlag Von H. Haessel, 1890.
- KAS** *Kāvyālamkārasūtra* (Vāmana): Carl Cappeller ed. *Vāmana's Lehrbuch der Poetik*. Jena: Verlag von Hermann Dufft, 1875.
- KASV** *Kāvyālamkārasūtravṛtti* (Vāmana). See KAS.
- KP** *Kāvyaprakāśa* (Mammaṭa): Raghunath Damodar Karmapkar ed. *Kāvyaprakāśa of Mammaṭa with the Sanskrit Commentary Bālabodhinī by the Late Vamanacharya Ramabhatta Jhalakikar*. Revised from the Sixth Edition, Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute, 1965.
- KS** *Kumārasambhava* (Kālidāsa): M. S. Narayana Murti ed. *Vallabhadeva's Kommentar (Sāradā Version) zum Kumārasambhavam des Kālidāsa*. Verzeichnis der Orientalischen Handschriften in Deutschland, Supplementband 20, I. Wiesbaden: Franz Steiner Verlag, 1980.
- KV** *Kāśikāvṛtti* (Jayāditya and Vāmana): Aryendra Sharma, Khanderao Deshpande, D. G. Padhye eds. *Kāśikā. A Commentary on Pāṇini's Grammar. By Vāmana & Jayāditya*. 2 vols. Sanskrit Academy Series 17, 20. Hyderabad: Sanskrit Academy, 1969–1970.
- MBh** *Mahābhāṣya* (Patañjali): F. Kielhorn ed. *The Vyākaraṇa-mahābhāṣya of Patañjali*. 3 vols. Bombay Sanskrit and Prakrit Series 18–22, 28–33. Bombay: Government Central Press, 1880–1885. Third Edition, *Revised and Furnished with Additional Readings, References and Select Critical Notes by K. V. Abhyankar*. Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute, 1962–1972.
- MDhV** *Mādhavīyadhātuvṛtti* (Sāyaṇa): Swami Dwarkanadas Shastri ed. *The Mādhavīyā Dhātuvṛtti [a Treatise on Sanskrit Roots Based on the Dhātupāṭha of Pāṇini]*. Second Edition, Varanasi: Tara Book Agency, 1987.
- Mugdhabodhinī** *Mugdhabodhinī* (Bharatamallika). See BhK (3).
- Nyāsa** *Nyāsa* (Jinendrabuddhi): Śrīnārāyaṇa Miśra ed. *Kāśikāvṛtti of Jayāditya-Vāmana, along with Commentaries Vivaranapañcikā-Nyāsa of Jinendrabuddhi and Padamañjarī of Haradatta Miśra*. 6 vols. Ratnabharati Series 5–10. Varanasi: Ratna Publications, 1985.
- PM** *Padamañjarī* (Haradatta). See Nyāsa.
- Prakāśa** *Prakāśa* (Helārāja). See VP.
- Rāvanārjunīya** *Rāvanārjunīya* (Bhāṭṭa Bhīma): Mahāmahopādyāya Paṇḍit Śivadatta and Kāshīnāth Pāṇḍurang Parab eds. *The Rāvanārjunīya of Bhāṭṭa Bhīma. Kāvyamālā 68*. Bombay: Tukārām Jāvajī, 1900.
- Sarvapathīnā** *Sarvapathīnā* (Mallinātha). See BhK (2).
- SK** *Siddhāntakaumudī* (Bhāṭṭojidīkṣita): Vasudev Lakshman Shastri Panashikar ed. *Siddhāntakaumudī with the Tattvabodhinī Commentary of Jñānendra Sarasvatī and the Subodhinī Commentary of Jayakṛṣṇa*. The Vrajajivan Prachyabharati Granthamala 5. Bombay: Nirnaya Sagar Press, 1915. Reproduction, Delhi: Chaukhamba Sanskrit Pratisthan, 1985.
- ŚP** *Śrīgāraprakāśa* (Bhoja): Venkatarama Raghavan ed. *Śrīgāraprakāśa of Bhoja*. Part I. Harvard Oriental Series 53. Cambridge: Harvard University Press, 1998.
- ST** *Suvṛttatilaka* (Kṣemendra): Nyāyopādhyāya Kāvyatīrtha and Paṇḍita Śrīduṇḍhirājaśāstri eds. *Suvṛtta Tilaka by Mahākavi Śrī Kṣemendra*.

- Haridas Sanskrit Series 26. Varanasi: The Chowkhambo Sanskrit Series Office, 1933.
- TB** *Tattvabodhinī* (Jñānendrasarasvatī). See SK.
- UV** *Udyānavṛtti*: D. T. Tatcharya Siromani ed. *Bhāmaha's Kāvyālankāra with Udyāna Vṛtti, a Lucid Commentary, English and Sanskrit Introduction, (Index), and an Appendix Dealing with Alankarikas*. Foreword by M. Krishnamachariar. Tiruvadi: The Srinivasa Press, 1934.
- Vācaspatya Vachaspatyam (A Comprehensive Sanskrit Dictionary)*. Compiled by Sri Taranatha Tarkavachaspati. The Chowkhamba Sanskrit Series Work 94. Varanasi: The Chowkhamba Sanskrit Series Office, 1970.
- Vivarana* *Vivarana* (Nārāyaṇapāṇḍita): Gaṇapati Śāstrī ed. *Kumārasaṃbhava of Kālidāsa with the Two Commentaries, Prakāśikā of Aruṇagirinātha and Vivarana of Nārāyaṇapāṇḍita*. 3 vols. Trivandrum Sanskrit Series 27, 32, 36. Trivandrum, 1913–14.
- VP** *Vākyapadīya* (Bhartṛhari): K. A. Subramania Iyer ed. *Vākyapadīya of Bhartrhari with the Commentary of Helārāja, Kānda III, Part 1*. Decan College Monograph Series 21. Poona: Deccan College, 1963.
- Vt** *Vārttika* (Kātyāyana). See MBh.
- (2) 二次文献
- Abhyankar, Kashinath Vasudev and J. M. Shukla. 1986 *A Dictionary of Sanskrit Grammar*. Baroda: Oriental Institute, 1961. Third Edition (Reprint), 1986.
- Bhattī 1867 “Bhaṭṭikāvya.” *The Pandit* 1 (supplement): 1–2.
- Bharadvaj, Sudhi Kant 1994 “Linguistic evaluation of karmapravacanīyas.” *Annals of the Bhandarkar Oriental Research Institute* 74: 141–151.
- Cardona, George. 1974 “Pāṇini’s kāraka: agency, animation, and identity.” *Journal of Indian Philosophy* 2: 231–306. 1997 *Pāṇini: His Work and its Traditions. Volume One. Background and Introduction*. Delhi: Motilal BanarsiDass, 1988. Second Edition, Revised and Enlarged, 1997.
- De, Sushuil Kumar. 1976 *History of Sanskrit Poetics*. Reprint, Calcutta: Firma Klm Private Limited.
- Deshpande, Madhav M. 1993 “The changing notion of śiṣṭa from Patañjali to Bhartṛhari.” *Asiatische Studien* 47: 95–115.
- Devi, L. Sulochana. 1988 “A survey of the grammatical mahākāvyas of Kerala.” *Vishveshvaranand Indological Journal* 26: 169–176.
- Fallon, Oliver. 2009 *Bhaṭṭī’s Poem: The Death of Rāvana by Bhaṭṭī*. New York: New York University Press and the JJC Foundation.
- Gerow, Edwin. 1971 *A Glossary of Indian Figures of Speech*. Hague: Mouton.
- Goodall, Dominic and Harunaga Isaacson. 2003 *The Raghupañcikā of Vallabhadeva being the Earliest Commentary on the Raguhvamśa of Kālidāsa, Volume 1. Critical Edition with Introduction and Notes*. Groningen: Egbert Forsten.
- Hattori, Mari. 1997 “On the rhyme (yamaka) in Sanskrit poetics.” *Annals of the Bhandarkar Oriental Research Institute* 78: 263–274.
- Hooykaas, C. 1957 “On some arthālankāras in the Bhaṭṭikāvya X.” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 20: 351–363. 1958 “Stylistic figures in the Old-Javanese Rāmāyaṇa Kakawin.” *Journal of the Oriental Institute* 7: 135–157.
- Iyer, V. Narayana. 1952 *Dandin’s Kāvyādarśa with Commentary of Jeebananda Vidyasagara Bhattacharya and an Introduction and an English Translation*. Madras: Netaji Subhash Chandra Bose Road.
- Jha, Ganganath. 1928 *Vāmana’s Kāvyālamkāra-Sūtra-Vṛtti. Translated into English*. “Indian Thought” Series 2. Second Edition, Revised, Poona: Oriental Book Agency.
- Joshi, S. D. and J. A. F. Roodbergen. 1969 *Patañjali’s Vyākaraṇa-Mahābhāṣya. Avyāyībhāvatatpurusāhnika (P.2.1.2-2.1.49)*. Edited with Translation and Explanatory Notes. Poona: University of Poona.

- 1973a “The treatment of compound in Sanskrit grammar: a survey.” In *Studies in Historical Sanskrit Lexicography*, Edited by A. M. Ghatage, R. N. Dandekar and M. A. Mehendale, 45–56. Poona: Decan College.
- 1973b *Patañjali's Vyākaraṇa-Mahābhāṣya. Tattvapurushāhnika (P. 2.2.2-2.2.23). Edited with Translation and Notes.* Poona: University of Poona.
- 1975 *Patañjali's Vyākaraṇa-Mahābhāṣya. Kārakāhnika (P. 1.4.23-1.4.55). Introduction, Translation and Notes.* Poona: University of Poona.
- 1986 *Patañjali's Vyākaraṇa-Mahābhāṣya. Paśāhnika. Introduction, Text, Translation and Notes.* Pune: University of Poona.
- Kale, M. R.
- 1897 *The Bhaṭṭikāvya with the Commentary of Jayamangala. Cantos I–V. Edited with a Literal English Translation, Note (Grammatical, Explanatory and Critical), Instruction and Glossary.* Bombay: The Śāradākṛidana Press.
- Kane, P. V.
- 1971 *History of Sanskrit Poetics.* Forth Edition, Delhi: Motilal Banarsidass.
- Karandikar, Maheshwar Anant and Shailaja Karandikar.
- 1982 *Bhadṛtikāvya. Edited with an English Translation.* Delhi: Motilal Banarsidass.
- Katre, Sumitra G.
- 1989 *Aṣṭādhyāyī of Pāṇini. Roman Transliteration and English Translation.* Delhi: Motilal Banarsidass.
- Keith, A. Berriedale.
- 1996 *A History of Sanskrit Literature.* First Indian Edition, Delhi: Motilal Banarsidass Publishers Private Limited, 1993. Reprint, 1996.
- Krishnamachariar, M., assisted by M. Srinivasachariar.
- 1974 *History of Classical Sanskrit Literature. Being an Elaborate Account of All Branches of Classical Sanskrit Literature, with Full Epigraphical and Archaeological Notes and References, an Introduction Dealing with Language, Philology and Chronology and Index of Authors and Works.* First Edition, Delhi: Motilal Banarsidass, 1937. Third Edition, 1974.
- Leonardi, G. G.
- 1972 *Bhaṭṭikāvya. Translation and Notes.* Leiden: E. J. Brill.
- Lienhard, Siegfried.
- 1984 *A History of Classical Poetry: Sanskrit—Pāli—Prakrit. A History of Indian Literature Vol. III, Fasc. I.* Wiesbaden: Otto Harrassowitz.
- Narang, Satya pal.
- 1969 *Bhaṭṭikāvya: A Study.* Delhi: Motilal Banarsidass.
- Raghavan, V.
- 1978 *Bhoja's Śrīngāra Prakāśa (Recipient of the Sahitya Akademi Award for the Best Book of Sanskrit Research).* Third Revised Enlarged Edition, Madras: Punarvasu.
- Roodbergen, J. A. F.
- 1984 *Mallinātha's Ghāṇṭāpatha on the Kirātārjunīya, I–VI, Part One: Introduction, Translation and Notes.* Leiden: E. J. Brill.
- 2008 *Dictionary of Pāṇinian Grammatical Terminology.* Pune: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Sastry, P. V. Naganatha.
- 1970 *Kāvyālankāra of Bhāmaha. Edited with English Translation and Notes.* Tanjore: Wallace Prining House, 1927. Second Edition, Delhi: Motilal Banarsidass, 1970.
- Śāstrī, Haraprasād Mahāmahopādhyāya.
- 1912 “A note on Bhaṭṭi.” *Journal and Proceedings of the Asiatic Society of Bengal* 8: 289.
- Shah, Nilanjana S.
- 1984 “Bhaṭṭi as quoted in the Durghāṭavṛtti.” *Sambodhi* 13: 35–56.
- Sudyka, Lidia.
- 2000 “What does the Bhaṭṭi-kāvya teach.” In *On the Understanding of Other Cultures*, Edited by Piotr Balcerowicz & Marek Mejor, 449–460. Warsaw: Oriental Institute, Warsaw University.
- 2003 “From Aśvaghoṣa to Bhaṭṭi: the development of the mahākāvya genre.” In *2nd International Conference on Indian Studies: Proceedings*, Edited by Renata Czekalska and Halina Marlewicz, 527–546. Cracow Indological Studies 4–5. Kraków: Księgarnia Akademicka.
- 2005 “Sea images in the Bhaṭṭikāvya with special reference to its sarga XIII.” In *Love and Nature in Kāvya Literature: Proceedings*, Edited by Lidia Sudyka, 125–142. Cracow Indological Studies 7. Kraków: Księgarnia Akademicka.

- Sūryakānta
- 1954 *Kṣemendra Studies. Together with an English Translation of his Kavikāñthābharaṇa, Aucityavicāracarcā and Suvṛttatilaka.* Poona Oriental Series 91. Poona: Oriental Book Agency.
- Trivedī, Kamalāśāṅkara Prāṇaśāṅkara.
- 1898 *The Bhaṭṭī-Kāvya or Rāvaṇavadha Composed by Śrī Bhaṭṭī. Edited with the Commentary of Mallinātha and with Critical and Explanatory Notes.* 2 vols. Bombay Sanskrit Series 56–57. Bombay: Government Central Book Depot.
- Vasu, Śrīśa Chandra.
- 1980 *The Aśṭādhyāyī of Pāṇini. Edited & Translated into English.* 2 vols. Allahabad, 1891. Reprint, Delhi: Motilal Banarsidass, 1980.
- Warder, A. K.
- 1983 *Indian Kāvya Literature. Volume Four. The Ways of Originality (Bāṇa to Dāmodaragupta).* Delhi: Motilal Banarsidass.
- 1988 *Indian Kāvya Literature. Volume Five. The Bold Style (Śaktibhadra to Dhanapāla).* Delhi: Motilal Banarsidass.
- 赤松明彦
- 1994 「バルトリハリにおける abhyudaya と nihśreyasa—文法學は何のために学ばれるのか—」『哲學年報』53: 1–24.
- 1998 『古典インドの言語哲学2 文について』東京: 平凡社
- 岩本裕
- 1980 『ラーマーヤナ 1』東京: 平凡社
- 1985 『ラーマーヤナ 2』東京: 平凡社
- 浅井真理
- 1996 「インド古典修辞学における押韻 (yama) について」『東海佛教』41: 82(39)–70(51).
- M. ヴィンテルニッツ (中野義照訳)
- 1966 『インドの純文学』和歌山: 日本印度学会
- 1973 『インドの学術書』和歌山: 日本印度学会
- 大類純
- 1954a 「バーマハとバッティとの連関に関する一考察」『宮本正尊教授還暦記念論文集 印度学仏教学論集』所収 (pp. 89–108) 東京: 三省堂
- 1954b 「印度古典修辭學史上に於けるバーマハ」『印度学仏教学研究』3-1: 80–86.
- 小川英世
- 1984a 「Kaṇḍabhaṭṭa の否定詞論」『広島大学文学部紀要』44: 75–97.
- 1984b 「インド土着文法における分析と総合」『哲學』36: 82–95.
- 2000 「バルトリハリの〈能成者〉論」『戸崎宏正博士古稀記念論文集 インドの文化と論理』所収 (pp. 533–584) 福岡: 九州大学出版会
- 2002 「インド古典文法学研究」広島大学提出学位請求論文
- 2008 「Vākyapadīya 「能成者」詳解」(Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.45–54: 〈目的〉(karman) 論序—」『比較論理学研究』5: 23–44.
- 2010 「Vākyapadīya 「能成者」詳解」(Sādhanasamuddeśa) の研究—VP3.7.59–63: 〈目的・行為主体〉(karmakartṛ) 論 (2)」『比較論理学研究』7: 7–28.
- 川村悠人
- 2011a 「Meghadūta (『雲の使者』) 研究—ヴァーバーバーヴアとマッリナータ (1)—」『比較論理学研究』8: 167–220.
- 2011b 「Meghadūta における反復表現—ヴァーバーバーヴアとマッリナータの解釈—」『哲學』63: 129–141.
- 古宇田亮修
- 2010 「Bhāmaha 著 Kāvyālambikā『詩の修辞法』第1~2章—テクストならびに訳注—」『長谷川佛教文化研究所年報』34: 190(1)–153(38).
- 2011 「Bhāmaha 著 Kāvyālambikā『詩の修辞法』第4章—テクストならびに訳注—」『長谷川佛教文化研究所年報』35: 188(13)–171(30).
- 辻直四郎
- 1973 『サンスクリット文学史』東京: 岩波書店
- 1974 「インド文法学概観—サンスクリット文法附録—」『鈴木学術財團研究年報』11: 1–28.

前号論文の正誤表

昨年の『比較論理学研究』第8号に掲載した拙稿(川村[2011a])中に単純な誤植や明らかな誤訳箇所等が多數見受けられたため、以下に正誤表に挙げる。また、東京大学大学院の石井裕氏からは同論文中の原典解釈や誤訳箇所等に関する非常に有益かつ貴重なご教示とご意見を賜った¹²⁷。ここに記して氏に御礼申し上げる。

| 頁・行 | 誤 | 正 |
|-------------------|--|--|
| 175.26 | 南インド | 南インドで |
| 176.11 | sundarakāṇḍa | sundarakāṇḍa |
| 176 (fn. 40.4) | suhrdupanataḥ | suhrdupagataḥ |
| 178 (fn. 54.14) | 〈押韻〉 | 〈同音反復〉 |
| 180.10 | 崇拜する | 想念する |
| 180.12–14 | 学問の女神よ、愛を与える拠り所となり、世界中のもの達の寄る辺となる行いを、貴方のために私はなそう | 言葉の女神よ、動不動物達の源であり、望みのものを与えてくれる貴方の御足を私は寄る辺とする |
| 181.13 | この上ない | 乗り越え難い |
| 181 (fn. 71.1) | dvidīyā | dvitīyā |
| 182.2 | vidhyādhara | vidyādhara |
| 183.13→15 | 腕から黄金の腕輪も抜け落ち、その山で幾月かを過ごした後 | その山で幾月かを過ごした後、腕から黄金の腕輪も抜け落ちて |
| 186 (fn. 100.1–2) | 複合語の最終要素である rājan, ahan, sakhi の後に | rājan (「王」)、ahan (「日」)、sakhi (「友」) で終わる〈名詞語基〉の後に |
| 193 (fn. 156.1–3) | 行為の反復 (nitya)、もしくは行為か属性による物事の普及 (vīpsā) を表示するため | 反復される行為、もしくは行為か属性による物事の普及が標示されるべき時 |
| 196 (fn. 181.1–2) | 始点と終点の限界を示す時 | 排除的限界か内包的限界を意味する時 |
| 196 (fn. 183.1–3) | 複合語の最終要素である rājan, ahan, sakhi という〈名詞語基〉 (prātipadika) の後に | rājan (「王」)、ahan (「日」)、sakhi (「友」) で終わる〈名詞語基〉の後に |
| 197 (fn. 187.1–2) | 行為の反復 (nitya)、もしくは行為か属性による物事の普及 (vīpsā) を表示するため | 反復される行為、もしくは行為か属性による物事の普及が標示されるべき時 |
| 197 (fn. 193.1–3) | 行為の反復 (nitya)、もしくは行為か属性による物事の普及 (vīpsā) を表示するため | 反復される行為、もしくは行為か属性による物事の普及が標示されるべき時 |
| 199 (fn. 205.60) | 花咲かす | 花を咲かすこと |
| 201.3 | 数珠 | ルドラークシャの数珠 |

¹²⁷ 正誤表に反映されているもの以外で、氏からは次のようなご指摘を頂いた。即ち、(1) ‘vastunirdeśa’ の ‘vastu’ は詩学の術語としてはカーヴィアの itivṛtta (筋、内容、題材) を指すのが普通であり、作品冒頭でそれを提示する仕方は様々であるから、その中に重要登場人物を示す形のものもあるというだけのこと、特に主人公 (nāyaka) や副主人公 (upanāyaka) を指す ‘vastu’ という語の用法が確立しているわけではないこと、(2) ラサ論に関しては、*Nātyasāstra* 中の記述とマッリナータの見解及び念頭にあるものとの間には相違がある場合があるので注意すべきであること、また、筆者が使用したラサ論関係の訳語は大いに検討の余地があり、現段階では上村勝彦氏の一連の研究中で使用されている訳語を拝借する方が無難であること、(3) ヴァッラバデーヴアの注釈書に対して与えられる ‘pañcikā’ という用語に関して、‘pañcikā’ を定義する *Kāvyamīmāṃsā* の記述を参照する価値があること、(4) ヴァッラバデーヴアが挙げる ‘śravaṇa’ という項目に関して、ルドラタ (Rudrata, 9世紀) が *Kāvyālambikāra* 中でなすマハーカーヴィアの定義を参照する価値があること、(5) カンダカーヴィア (khanḍakāvya) という用語の初出は *Sāhityadarpana* であるが、その起源はルドラタの *Kāvyālambikāra* に遡れると考えられ、カンダカーヴィアやヴァッラバデーヴアのカンダカーヴィア観を考察する際には *Sāhityadarpana* だけでなく *Kāvyālambikāra* にも目を向けるべきであること、(6) アーキアーアイカ (ākhyāyikā) とカター (kathā) の定義がパーマハとダンディン以来詩論家達の間で一致を見ないことに触れておくべきであり、ルドラタの *Kāvyālambikāra* 中の記述にも言及すべきであること、である。

また同論文の解題部中ではマッリナータ注のテキストに従って議論を進めている箇所（特に内容概観の箇所）があるが、文献学的にはヴァッラバデーヴア注のものに従って議論を進めるべきであった。何故なら、最も古い注釈書が伝える読みの方が原典に近い可能性が高いと考えられるからである。石井氏から頂いたご指摘と合わせて反省材料とすると同時に今後の課題としたい。

| | | |
|---------------------|---|--|
| 201 (fn. 210.16) | 数珠 | ルドラークシャの数珠 |
| 203.9–11 | 腕から黄金の腕輪も抜け落ち、その山で幾月かを過ごした後 | その山で幾月かを過ごした後、腕から黄金の腕輪も抜け落ちて |
| 208 (fn. 249.1–3) | 複合語の最終要素である rājan, ahan, sakhi という 〈名詞語基〉 (prātipadika) の後に | rājan (「王」)、ahan (「日」)、sakhi (「友」) で終わる 〈名詞語基〉 の後に |
| 209.3 | 過剰性 | 付加性 |
| 209 (fn. 253.1) | 過剰性 | 付加性 |
| 211 (fn. 261.1–2) | 始点と終点の限界を示す時 | 排除的限界か内包的限界を意味する時 |
| 211.3–6 | 過剰性 | 付加性 |
| 211 (fn. 267.11–12) | 過剰性 | 付加性 |
| 212 (fn. 267.28–29) | 過剰性 | 付加性 |
| 212 (fn. 267.37–38) | āmredita という語は 〈大術語〉 の根拠であり | āmredita という 〈大術語〉 を与えるのは |
| 212 (fn. 267.43) | 彼は私のことが好きでたまらない | 私は彼のことが大好きだ |
| 212 (fn. 267.44) | 過剰性 | 付加性 |
| 212 (fn. 267.46–48) | まさにこれ (āmredita という語) は 〈大術語〉 の根拠であり、過剰性が表示されるべき時に反復表現が起こることを知らしめる指標である | まさに以上のように、〈大術語〉 を与えていることは『付加性の意味で反復表現が起こる』ということを知らしめる指標である |
| 214.46 | <i>Padamañjalī</i> | <i>Padamañjari</i> |
| 215.21 | 3 vol. | 3 vols. |
| 215.42 | <i>Kāvyālamkāla</i> | <i>Kāvyālamkāra</i> |
| 216.9 | <i>edied</i> | <i>edited</i> |
| 217.15–16 | 3 vol. | 3 vols. |
| 217.17 | 2004a | 2004 |
| 217.25 | <i>Tranlation</i> | <i>Translation</i> |
| 218.3–4 | Lobrary | Library |
| 218.20 | Biblography | Bibliography |
| 218.34 | <i>edied</i> | <i>edited</i> |
| 218.35 | <i>Transrstation</i> | <i>Translation</i> |

(かわむら ゆうと、広島大学大学院 [インド哲学])